令和6年度各学部、研究科の学生便覧(目次)

本学における、令和6年度の教員の養成に係る授業科目及び年間の授業計画は、各 学部・研究科等の学生便覧からご覧いただけます。

文学部・文学研究科学生便覧・	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
教育学部・教育学研究科学生便覧	覧 '	• •	 •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
理学部・理学研究科学生便覧・	• •	• •	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
薬学部・薬学研究科学生便覧・	• •	• •	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
工学部・工学研究科学生便覧・	• •	• •	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	9
農学部・農学研究科学生便覧・	• •	• •	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	2
国際文化研究科学生便覧・・・・	• •	• •	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	4
情報科学研究科学生便覧・・・・	• •	• •	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	5
生命科学研究科学生便覧・・・・	• •	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	8
環境科学研究科学生便覧・・・・	•											•	•						1	0	0

文学部・文学研究科

教育職員免許状の取得について

1 教育職員免許状について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

2 教育職員免許状の種類

教育職員免許法に定める免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があります。

普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の 免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高 等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状)に区分されています。また、 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、教科毎に授与するものとされ ています。

本学では、中学校一種免許状、中学校専修免許状、高等学校一種免許状、高等学校専修 免許状を取得することができます。

3 免許状の取得方法

普通免許状は、教育職員免許法に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学 大臣の指定する養護教諭養成機関において規定の単位を修得した者が都道府県の教育委員 会へ申請することによって授与されます。

基礎資格とは、一種免許状においては、学士の学位を有することであり、専修免許状においては、修士の学位を有することです。

なお、中学校教諭の普通免許状を取得する場合は、授与要件として社会福祉施設及び特別支援学校において7日間の「介護等の体験」が必要となります。

4 取得できる免許状の種類及び教科

本学部・研究科で取得できる免許状は次のとおりです。これ以外の免許状については、 他学部・他研究科開講の授業科目を履修することで取得することができますので、当該学 部・研究科の学生便覧をご覧の上、教務係で相談してください。

5 基礎資格及び最低修得単位数

本学部・研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。

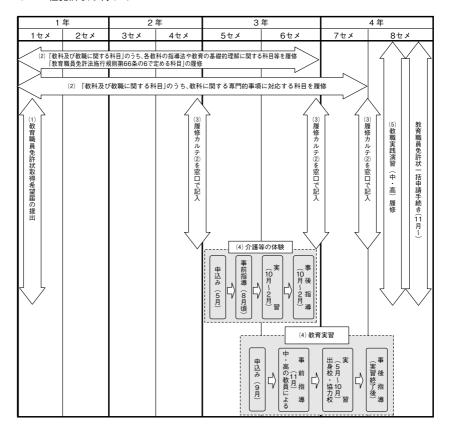
学部·研究	免許状の種類	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専 修 免 許 状
文	学 部	国 社 英 語 教	国地公英フラン宗	-	_
	日本学専攻	-	_	国	国 語 地理歴史
文 学研究科	広域文化学専攻	-	-	国社英宗	国 地 公 英 ラン 宗 宗
	総合人間学専攻	_	_	社 宗 教	公 宗 教

さらに、242ページの「9 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位を 修得する必要があります。

			最 但	长 修 得 単 化	立 数	
所要資格免許状の種類		基礎資格	教科及び教職に関 する科目(教科に 関する専門的事項)	教科及び教職に関す る科目(各教科の指 導法,教育の基礎的 理解に関する科目等)	大学が独自に設定	
中学校	一 種 免許状	学士の学位を 有すること。	20	36	4	
教 諭	専 修 修士の学位を 免許状 有すること。	20	36	4 24 (注 2)		
高等学校	一 種 免許状	学士の学位を 有すること。	20	28	12	
教 諭	専 修 免許状	修士の学位を 有すること。	20	28	12 24 (注 2)	

- 注1)「大学が独自に設定する科目」については、235~240ページの「7教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項)」及び241~242ページの「8教科及び教職に関する科目(各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等)」の開設科目の中から、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数を修得してください。
- 注2) 専修免許状取得希望者は、243~252ページの「11大学が独自に設定する科目」の大学院開設科目の中から、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数を修得してください。

6 一種免許状取得までのプロセス



(1) 教育職員免許状取得希望届の提出

免許状の取得を希望する学生は、第1セメスターの授業履修前までに教務係に、「教育職員免許状取得希望届」を提出し、学校種及び教科を届け出てください。希望届を提出した学生について「履修カルテ」の作成を行います。「履修カルテ」が作成されていない学生は、「教職実践演習(中・高)」を履修することはできません。

(2) 「教科及び教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」の履修

免許状毎に定められている「教科及び教職に関する科目」を履修してください。ただし、 「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」には、履修資格が定められており、少なくと も3年次修了までには「教科に関する専門的事項」、「教育実習」及び「教職実践演習 (中・高)」を除く全ての「教科及び教職に関する科目」を修得しておく必要があります。 また、卒業に必要な単位に含まれない科目もありますので、1年次より計画的な履修を心がけてください。なお、「教科及び教職に関する科目」以外に、「教育職員免許法施行規則 第66条の6で定める科目」も履修する必要があります。

(3) 履修カルテ②<自己評価シート>の記入について

教職実践演習(中・高)の履修及び教職指導の際に必要となりますので、2年次・3年次の各年度末及び教職実践演習履修の直前に、教務係の窓口で「履修カルテ②<自己評価シート>」を受領し、自分で評価を記入し返却してください。記入を怠った場合は、教育職員免許状の取得を放棄したものとして取り扱うことがあります。

(4) 「教育実習|及び「介護等体験|について

- ・教育実習は、仙台市内及び近辺の協力校又は本人の出身校等において行います。
- ・教育実習の参加資格は4年次の学部学生及び大学院学生で、原則として「教科及び教職に関する科目」のうち第二欄、第三欄、及び第四欄に掲げる科目の単位を修得した者。また、科目等履修生については、本学出身者で、実習校等の内諾を得ている者に限ります。
- ・中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校において、中学校教諭の免許状は3週間、高等学校教諭の免許状は2週間の教育実習を行わければなりません。また、中学校教諭及び高等学校教諭の両方の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校で3週間の教育実習を行ってください。なお、中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験を行う者は、必ず事前指導を受講しなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験の時期,又は学生の実習校(施設等)の配属については, 掲示等でお知らせします。

(5) 「教職実践演習(中・高)」について

平成20年度の教育職員免許法施行規則の改正により、平成22年度以降の新入生の「教職に関する科目」(平成31年度からは「教科及び教職に関する科目」)として、「教職実践演習(中・高)」が新設されました。本科目は、免許状の取得を希望する者の履修状況を踏

まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために4年次後期に集中講義で開設されるものです。このため、「教職実践演習(中・高)」の履修前(7セメスタ)までに、「教育実習」を終了し、「教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者にのみ履修が認められます。ただし、「教科に関する専門的事項」については、卒業までに不足単位の修得が可能であると確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

教員免許法施行規則第4条及び第5条第二欄~第四欄の「教科及び教職に関する科目」 (「教科に関する専門的事項」を除く)については、4年次前期中に不足単位の履修登録が 確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

7 教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項)

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する専門 的事項に対応する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

注) ○印は必修です。

_	国語学 (音声言語及び 文章表現に関す るものを含む。) 国文学 (国文学史を含		左記授業科目の中から必修・選択必修を含め20単位以上修得すること。 (注) 書道については中学校の場合は教員免許を取得するのに必要な単位となるが、高校	
	む。)	日本文子	の場合は必要な単位と ならないので注意する こと。	
	漢文学 書道 (書写を中心と	中国文学概論 漢文講読 中国思想概論 中国文学基礎講読 中国文学各論 中国文学資習 中国思想基礎講読 中国思想基礎講読 中国思想各論 中国思想後論 中国思想後論 では必修。高校は修得		

		Г	1	
社会	日本史·外国史	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	左記授業科目の中から必修・選択必修を含め20単位以上修得すること。	地全基に自字型学数科科地名
	地理学 (地誌を含む。)	○地理学概論地理学地理学 B○地誌学		学」) 地理学は全学 教育科目 [学 術基盤科目類] (基礎宇宙地球 科学群)
	「法律学,政治 学」	憲法 I 現代政治分析 \ 1科目 国際関係論		法学部開講 (年度は目の 指定更があり ます。)
	「社会学, 経済 学」	○社会学概論 社会学基礎演習 社会学各論 社会学演習 社会学実習 行動科学概論		

社会	「社会学, 経済 学」	行動科学基礎演習 行動科学基礎演習 行動科学各論習 文化人類学學概論 文化人類学基礎演習 文化人類学基礎演習 文化人類学多 文化人類学等 文化人類学等		
	「哲学, 倫理学, 宗教学」	現特別 (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		
地理史	日本史	〇日本史概論 田本中史基礎講 日日本本本中史史基語 日日本本本中史史明 一日日本本本中史史明 一日日本古古古古古古古古古古古古古古古学 一世子 一世子 一世子 一世子 一世子 一世子 一世子 一世子	左記授業科目の中から必修・選択必修を含め20単位以上修得すること。	

地理歷史	日本史	日本思想史各論 日本思想史演習 古文書学 東洋・日本美術史概論 東洋・日本美術史基礎講読 東洋・日本美術史基礎実習 東洋・日本美術史基別 東洋・日本美術史書論 東洋・日本美術史講読		
	外国史	○東洋史概論 ○東洋史史概論 ○東洋史史基論 東洋学史基論 東洋学史基本論 東洋学史基本論 西西洋洋学史本 西西洋洋学史本 西西洋洋美術史 西西西西西西 美学学・・・ 美学学・・西西西 西西洋洋美術中 東洋洋美術中 西西 東洋洋美術中 東洋洋美術 西西 東洋学学・・・ 美学学・・・ 美学学・・・		地全学教科 理学学教科 員 (自 官 官 年 第 2 第 2 第 3 2 8 3 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	人文地理学· 自然地理学	○地理学概論 地理学 地理学 B		学」) 地理学は全学 教育科目 [学 術基盤科目類] (基礎宇宙地球
	地誌	○地誌学		科学群)
公民	「法律学(国際 法を含む。), 政治学(国際政 治を含む。)」	憲法 I 現代政治分析 \ 1科目 国際関係論 \ 選択必修	左記授業科目の中から必修・選択必修を含め20単位以上修得すること。	法学部開講 (年度により 指定科目の 変更があり ます。)
	「社会学,経済学(国際経済を含む。)」	○社会学概論 社会学基礎論 社会学多演習 社会学等等學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學		

公民	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理 学」	現特別 (心理学) (中理学) (中理) (中理) (中理) (中理) (中理) (中理) (中理) (中理	1科目 選択必修	
英語	英語学	○英語学概論 英語学基礎講読 英語学各論 英語学講読 英語学演習 英語解析学各論 言語学概論 I 言語学概論 I	左記授業科目の中から必修・選択必修を含め20単位以上修得すること。	
	英語文学	○英文学概論 英文学基礎講読 I 英文学基礎講読 I 英文学各論 英文学演習 I 英文学演習 I		

英語	英語コミュニ ケーション	英文学演習Ⅲ 英文学·英語学基礎講読Ⅰ 英文学·英語学基礎講読Ⅱ 選択必修			
	異文化理解	○英文学講読 英語文化論各論			
フランス	フランス語学	○フランス語学概論 I フランス語学概論 II	左記授業科目の中から必修・選択必修を	※下部参照	
語	フランス文学	 ○フランス文学概論 I フランス文学概論 II ○フランス文学演習 II フランス文学演習 IV フランス文学基礎講読 I フランス文学各論 I フランス文学各論 I フランス文学各論 II フランス文学各論 II 	含め20単位以上修得すること。		
	フランス語コ ミュニケーショ ン	フランス語学演習 I フランス語学演習 II ○フランス語学基礎講読			
	異文化理解	○フランス文学演習 I フランス文学演習 II			
宗教	宗教学	〇宗教学概論 宗教学基礎演習 宗教学基礎実習 宗教学各論 宗教学講読 宗教学演習 宗教学実習	左記授業科目の中から必修・選択必修を 含め20単位以上修得 すること。	※下部参照	
	宗教史	○インド仏教史概論 宗教学基礎講読 インド仏教史各論 インド仏教史演習 キリスト教史			
	「教理学,哲学」	哲学思想概論 1 科目 現代哲学概論 3 選択必修 哲学思想基礎講読 哲学思想各論 哲学思想演習 インド学概論 インド学各論 インド学演習			

[※]高等学校教諭一種免許状のうち「フランス語」及び「宗教」を取得希望の方は、「教育 実習」履修の際に注意が必要となりますので、教務係へご相談ください。

8 教科及び教職に関する科目(各教科の指導法,教育の基礎的理解に関する科目等)

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、各教科の指導法や 教育の基礎的理解に関する科目等の単位及び履修方法は次のとおりです。

	施行規則において規	見定されている科目の内容	本学において	て開講す	トる授業	業科目と単位	Ż	本学において開講する授業科目と単位							
条に関	「規則第4条及び第5 定める教科及び教職 する科目(「教科に関 専門的事項」を除く)	左項の各科目に 含めることが必要な事項	授業科目	最低 単位 必修	修得 数 選択	開設部局等	備	考							
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技 術の活用を含む。)	国語科教教 東京育言論 I 国語科教教教史教育育論論 I 社会科歷政教教史教育育育論 I 社会科歷政教育 法 I 上 I 上 I 上 I 上 I 上 I 上 I 上 I 上	中 8 高 4		文学部 教育学部 文学部 文学学部 《 教育学部 《 》	導必 他教は 独 独 に	の指導 大学が 設定充 」に充							
第 3	教育の基礎的理解 に関する科目	教育の理念並びに教育に関す る歴史及び思想	教育原理 教育学概論	2	2	全学教育 教育学部									
欄		教職の意義及び教員の役割・ 職務内容 (チーム学校運営へ の対応を含む。)	教職論	2		全学教育									
		教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項(学校と地域 との連携及び学校安全への対 応を含む。)	教育の制度と経営 教育制度論	2	2	全学教育 教育学部									
		幼児, 児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程	教育心理学 I 学習・発達論	2	2	全学教育 教育学部									
		特別の支援を必要とする幼 児, 児童及び生徒に対する理 解	特別の支援を必要とする 生徒に対する理解	1		全学教育									
		教育課程の意義及び編成の方 法 (カリキュラム・マネジメ ントを含む。)	教育課程論 教育課程総論	2	2	全学教育 教育学部									
第 4	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法 A 道徳の理論及び指導法 B	2 2		教育学部	中免の いずれ 位選択	か2単							
欄	教育相談等に関す る科目	総合的な学習の時間の指導法 (中学校) 総合的な探究の時間の指導法 (高等学校)	総合的な学習の時間及び 特別活動の指導法 教育実践論講義 I	2	2	全学教育 教育学部									
		特別活動の指導法													
		教育の方法及び技術	教育の方法と技術	1		全学教育									
		情報通信技術を活用した教育 の理論及び方法	教育方法・技術論(ICT 活用含む)		2	教育学部									
			教育と ICT 活用	1		全学教育									
		生徒指導の理論及び方法	教育相談・生徒指導 I (進路指導を含む)	2		全学教育									
		教育相談(カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	教育相談・生徒指導Ⅱ (進路指導を含む) 教育相談(教育・学校心	2	2	全学教育 教育学部									
		進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法	理学)												

第 5 欄	教育実践に関する 科目	教育実習	教育実習 (中) 教育実習 (高)	3	教育学部教育学部	中免のみ 事前事後指導 1単位含む 高免のみ 事前事後指導 1単位含む
		教職実践演習	教職実践演習 (中・高)	2	全学教育	
第 6 欄	大学が独自に設定す	ナる科目				上記科目及び 7.の「教科に 関する専門的開選 する科目の必要 単位数よりり 修得した単位数 を充当する
		合計	中36 高28			

備考

- 1 開設科目の名称は、変更される場合があります。
- 2 教職実践演習(中・高)以外の全学教育において開設する科目は, 1, 2年次在籍中に履修することが望ましいです。
- 3 各学部において開設する科目は、開設学部以外の学生も履修することができます。
- 4 「教育実習」は、関係各学部の協力により、教育学部において実施されます。
- 5 「教職実践演習」は、関係各学部・研究科等の協力により、全学教育において実施 されます。
- 6 「教育実習」及び「教職実践演習」は、原則として第2欄、第3欄、第4欄に掲げる科目を修得した者にのみ履修を認められます。
- 7 本学の課程認定においては、「道徳の理論及び指導法」は中学校の免許状取得のみ に必要な単位であり、高等学校の免許状取得の際にはその単位は「大学が独自に設定 する科目」にも含めることができないため、注意すること。

9 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法別表第一備考第四号に規定する教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

科 目 区 分	授 業 項 目
日 本 国 憲 法	日本国憲法(全学教育科目)2単位
体育	スポーツA, スポーツB及び体と健康から2単位以上選択必修
外国語コミュニケーション	外国語教育科目 (卒業に要する単位として選択必修指定されている。)
数理, データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	情報とデータの基礎(全学教育科目),人文情報処理(文 学部専門教育科目)から2単位以上選択必修

10 専修免許状の取得について

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので、教務係に相談してください。

11 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

(1) 日本学専攻の授業科目(大学が独自に設定する科目)

講座	専攻分野	免許状の 種類	授業科目名	単位	履修方法
日本文化学	現代日本学	社会	現代日本学学芸分析特論 I	2	左記授業科目及び他
			現代日本学学芸分析特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			現代日本学歴史分析特論 I	2	免許状の授業科目か
			現代日本学社会分析特論 I	2	ら24単位以上を修得 すること。
			現代日本学日本哲学特論 I	2] 9 2 2 2 0
			現代日本学研究特論 I	2	
			現代日本学総合演習I	2	
			現代日本学総合演習Ⅱ	2	
			現代日本学学芸分析研究演習I	2	
			現代日本学学芸分析研究演習Ⅱ	2	
			現代日本学歴史分析研究演習I	2	
			現代日本学社会分析研究演習 I	2	
	日本思想史		日本思想史特論 I	2	
			日本思想史特論Ⅱ	2	
			日本比較思想史特論 I	2	
			日本文化思想史特論 I	2	
			日本思想史総合演習 I	2	
			日本思想史総合演習Ⅱ	2	
			日本思想史研究演習 I	2	
			日本思想史研究演習Ⅱ	2	
	現代日本学	地理歴史	現代日本学学芸分析特論 I	2	左記授業科目及び他
			現代日本学学芸分析特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			現代日本学歴史分析特論 I	2	免許状の授業科目か
			現代日本学社会分析特論 I	2	ら24単位以上を修得 すること。
			現代日本学日本哲学特論 I	2	- すること。 -
			現代日本学研究特論 I	2	
			現代日本学総合演習I	2	
			現代日本学総合演習Ⅱ	2	

1			C		1
			現代日本学学芸分析研究演習 I	2	
			現代日本学学芸分析研究演習Ⅱ	2	
			現代日本学歴史分析研究演習 I	2	
			現代日本学社会分析研究演習I	2	
	日本思想史		日本思想史特論 I	2	
			日本思想史特論Ⅱ	2	
			日本比較思想史特論 I	2	
			日本文化思想史特論 I	2	
			日本思想史総合演習 I	2	
			日本思想史総合演習Ⅱ	2	
			日本思想史研究演習 I	2	
			日本思想史研究演習Ⅱ	2	
日本語科学	日本語学	国語	日本語構造論特論 I	2	左記授業科目及び他
			日本語構造論特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			日本語変異論特論 I	2	免許状の授業科目か
			日本語変異論特論Ⅱ	2	ら24単位以上を修得
			日本語学特論Ⅰ	2	すること。
			日本語学総合演習 I	2	
			日本語学総合演習Ⅱ	2	
			日本語学総合演習Ⅲ	2	
			日本語学総合演習IV	2	
			日本語構造論研究演習I	2	
			日本語構造論研究演習Ⅱ	2	
			日本語変異論研究演習I	2	
			日本語変異論研究演習Ⅱ	2	
			日本語変異論研究演習Ⅲ	2	
	口卡洒业本兴		,,,,		
	日本語教育学		日本語教育学特論I	2	
			日本語教育学特論Ⅱ	2	
			日本語教育方法論研究演習Ⅰ	2	
			日本語教育方法論研究演習Ⅱ	2	
			日本語教育方法論研究演習Ⅲ	2	
			日本語教育学研究演習 I	2	
			日本語教育学研究演習Ⅱ	2	
			日本語教育学研究実習I	2	
			日本語教育学研究実習Ⅱ	2	
日本文学	日本文学	国語	日本文芸形成論特論 I	2	左記授業科目及び他
			日本文芸形成論特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			日本文芸形成論特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か ら24単位以上を修得
			日本文芸形成論特論IV	2	すること。
			日本文学総合演習 I	2	/ 2 2 3
			日本文学総合演習Ⅱ	2	
			日本古典文学研究演習 I	2	
			日本古典文学研究演習Ⅱ	2	
			日本古典文学研究演習Ⅲ	2	
			日本古典文学研究演習 IV	2	
	1	1	and the second second and and and and and and and and and a		1
			日本近代文学研究演習 I	2	

日本歴史学	日本史	社会	日本古代・中世史特論 I	2	左記授業科目及び他
日本産文子	日本文	11.25	日本古代・中世史特論Ⅱ	2	
			日本近世·近代史特論I	2	免許状の授業科目か
			日本近世·近代史特論Ⅱ 日本近世·近代史特論Ⅱ	2	ら24単位以上を修得
			日本史特論 I	2	すること。
			日本史特論Ⅱ	+-	
				2	
			史料学I	2	
			史料学Ⅱ	2	
			日本古代・中世史研究演習I	2	
			日本古代・中世史研究演習Ⅱ	2	
			日本古代・中世史研究演習Ⅲ	2	
			日本古代・中世史研究演習Ⅳ	2	
			日本近世·近代史研究演習 I	2	
			日本近世・近代史研究演習Ⅱ	2	
			日本近世・近代史研究演習Ⅲ	2	
			日本近世·近代史研究演習 Ⅳ	2	
			史料管理学I	2	
			史料管理学Ⅱ	2	
	考古学		考古学特論 I	2	
			考古学特論Ⅱ	2	
			考古学特論Ⅲ	2	
			考古学特論IV	2	
			考古学研究演習 I	2	
			考古学研究演習 Ⅱ	2	
			考古学研究演習Ⅲ	2	
			考古学研究演習IV	2	
			考古学研究実習 I	2	
			考古学研究実習 Ⅱ	2	
	文化財科学		文化財科学特論 I	2	
			文化財科学特論Ⅱ	2	
			文化財科学研究演習 I	2	
			文化財科学研究演習Ⅱ	2	
			文化財科学研究演習Ⅲ	2	
			文化財科学研究演習IV	2	
			文化財科学研究実習 I	2	
			文化財科学研究実習Ⅱ	2	1
	日本史	地理歴史	日本古代・中世史特論Ⅰ	2	左記授業科目及び他
	1		日本古代・中世史特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			日本近世・近代史特論 I	2	免許状の授業科目か
			日本近世·近代史特論Ⅱ	2	ら24単位以上を修得
			日本史特論Ⅰ	2	すること。
			日本史特論Ⅱ	2	
			史料学Ⅰ	2	
			中料学Ⅱ	2	
			大行子 II 日本古代・中世史研究演習 I	2	
			日本古代·中世史研究演習Ⅱ 日本古代·中世史研究演習Ⅱ	2	
			日本古代·中世史研究演習Ⅲ 日本古代·中世史研究演習Ⅲ	2	
			日本古代・中世史研究演習Ⅳ	2	-
I	1		口坐口八·中巴史明九供自W	4	J

	日本近世·近代史研究演習 I	2
	日本近世·近代史研究演習 II	2
	日本近世·近代史研究演習Ⅲ	2
	日本近世·近代史研究演習 IV	2
	史料管理学 I	2
	史料管理学Ⅱ	2
考古学	考古学特論 I	2
	考古学特論Ⅱ	2
	考古学特論Ⅲ	2
	考古学特論IV	2
	考古学研究演習 I	2
	考古学研究演習 Ⅱ	2
	考古学研究演習Ⅲ	2
	考古学研究演習Ⅳ	2
	考古学研究実習 I	2
	考古学研究実習 Ⅱ	2
文化財科学	文化財科学特論 I	2
	文化財科学特論Ⅱ	2
	文化財科学研究演習 I	2
	文化財科学研究演習 Ⅱ	2
	文化財科学研究演習Ⅲ	2
	文化財科学研究演習Ⅳ	2
	文化財科学研究実習 I	2
	文化財科学研究実習 Ⅱ	2

(2) 広域文化学専攻の授業科目 (大学が独自に設定する科目)

講座	専攻分野	免許状の 種類	授業科目名	単位	履修方法
域際文化学	宗教学	社会	宗教学特論 I	2	左記授業科目及び他
			宗教学特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			宗教学特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か
			宗教学死生学研究演習 I	2	ら24単位以上を修得 すること。
			宗教学死生学研究演習 Ⅱ	2	, 200
	インド学		インド学特論 I	2	
	仏教史		インド学特論Ⅱ	2	
			インド仏教史特論 I	2	
			インド仏教史特論Ⅱ	2	
			インド学仏教史特論 I	2	
			インド学研究演習 I	2	
			インド学研究演習Ⅱ	2	左記授業科目及び他 専攻・他講座等の同 免許状の授業科目か 624単位以上を修得 すること。
			インド仏教史研究演習 I	2	
			インド仏教史研究演習Ⅱ	2	
	宗教学	公民	宗教学特論 I	2	
			宗教学特論Ⅱ	2	
			宗教学特論Ⅲ	2	
			宗教学死生学研究演習I	2	
			宗教学死生学研究演習Ⅱ	2	/ = = = =

1	1 - 1 - W	_	1 . 1 - W #4 - A -		1 1
	インド学		インド学特論 I	2	
	仏教史		インド学特論Ⅱ	2	
			インド仏教史特論 I	2	
			インド仏教史特論Ⅱ	2	
			インド学仏教史特論I	2	
			インド学研究演習 I	2	
			インド学研究演習Ⅱ	2	
			インド仏教史研究演習 I	2	
			インド仏教史研究演習Ⅱ	2	
	宗教学	宗教	宗教学特論 I	2	左記授業科目及び他
			宗教学特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			宗教学特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か
			宗教学死生学研究演習 I	2	ら24単位以上を修得 すること。
			宗教学死生学研究演習Ⅱ	2	90-60
	インド学		インド学特論 I	2	
	仏教史		インド学特論Ⅱ	2	
			インド仏教史特論 I	2	
			インド仏教史特論Ⅱ	2	
			インド学仏教史特論 I	2	
			インド学研究演習 I	2	
			インド学研究演習Ⅱ	2	
			インド仏教史研究演習 I	2	
			インド仏教史研究演習Ⅱ	2	-
東洋文化学	中国語学	国語	中国語学中国文学特論 I	2	左記授業科目及び他
木件人儿子	中国文学		中国語学中国文学特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
	一百人丁		中国語学中国文学特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か
			中国語学中国文学史総合演習I	2	ら24単位以上を修得
			中国語学中国文学史総合演習Ⅱ	2	すること。
			中国語学中国文学欠総合領自II 中国語学中国文学研究演習 I	2	-
			中国語学中国文学研究演習Ⅱ	2	-
					_
			中国語学中国文学研究演習Ⅲ	2	
	m +n		中国語学中国文学研究演習Ⅳ	2	
	中国思想		中国思想特論I	2	
	中国哲学		中国思想特論Ⅱ	2	
			中国思想特論Ⅲ	2	
			中国思想史総合演習I	2	_
			中国思想史総合演習Ⅱ	2	
			中国思想文献研究演習I	2	
			中国思想文献研究演習Ⅱ	2	
	東洋史	社会	東洋古代中世史特論I	2	左記授業科目及び他
			東洋古代中世史特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			東洋古代中世史特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か ら24単位以上を修得
			東洋近世史特論I	2	524年世以上を1917日 すること。
			東洋近世史特論Ⅱ	2	,
			東洋近世史特論Ⅲ	2	
			東洋史学研究演習 I	2]
			東洋史学研究演習 Ⅱ	2	
			東洋史学研究演習Ⅲ	2]
•	•	1			. '

	1		東洋史学研究演習Ⅳ	2]
	東洋史	地理歴史	東洋古代中世史特論Ⅰ	2	左記授業科目及び他
) × × ×	10.11	東洋古代中世史特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			東洋古代中世史特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か
			東洋近世史特論 I	2	ら24単位以上を修得
			東洋近世史特論Ⅱ	2	すること。
			東洋近世史特論Ⅲ	2	
			東洋史学研究演習 I	2	
			東洋史学研究演習Ⅱ	2	
			東洋史学研究演習Ⅲ	2	
			東洋史学研究演習Ⅳ	2	
西洋文化学	西洋史	社会	西洋史特論 I	2	左記授業科目及び他
	111 ~	13.24	西洋史特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			西洋史特論IV	2	免許状の授業科目か
			比較文化史学特論 I	2	ら24単位以上を修得
			西洋古代・中世史研究演習Ⅲ	2	すること。
			西洋古代·中世史研究演習IV	2	
			西洋近現代史研究演習I	2	
			西洋近現代史研究演習Ⅱ	2	
	西洋史		西洋史特論 I	2	左記授業科目及び他
	四件文	地生産文	西洋史特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			西洋史特論IV	2	免許状の授業科目か
			比較文化史学特論I	2	ら24単位以上を修得
			西洋古代・中世史研究演習Ⅲ	2	すること。
			西洋古代・中世史研究演習IV	2	
			西洋近現代史研究演習 I	2	
			西洋近現代史研究演習Ⅱ	2	-
	英文学	英語		2	 左記授業科目及び他
	- 英文字	央市	英文学特論Ⅰ	2	左記投票件日及び他 専攻・他講座等の同
			英文学特論 II	2	免許状の授業科目か
			英文学特論Ⅲ 苯立学特論W		ら24単位以上を修得
			英文学特論Ⅳ	2	すること。
			英語文化論特論 I	2	
			英語文化論特論Ⅱ	2	
			英文学・英語学論文作成法特論Ⅰ	2	
			英文学・英語学論文作成法特論Ⅱ	2	
			英文学・英語学論文作成法特論Ⅲ	2	
			英文学·英語学論文作成法特論IV	2	
			英文学研究演習I	2	
			英文学研究演習Ⅱ	2	
			英文学研究演習Ⅲ	2	
			英文学研究演習 IV	2	
			英語文化論研究演習 I	2	
			英語文化論研究演習 Ⅱ	2	
			英語文化論研究演習Ⅲ	2	
		_	英語文化論研究演習 IV	2	
	英語学		英語学基礎特論 I	2	
			英語学基礎特論Ⅱ	2	
			英語学特論 I	2	

		英語学特論Ⅱ	2	
		英語学特論Ⅲ	2	
		英語学特論Ⅳ	2	
		英語学総合演習 I	2	
		英語学総合演習 Ⅱ	2	
		英語学総合演習Ⅲ	2	
		英語学総合演習 IV	2	
		英語学研究演習 I	2	
		英語学研究演習 Ⅱ	2	
		英語学研究演習Ⅲ	2	
		英語学研究演習 IV	2	
フランス	、語学 フランス語	∃フランス文学特論 I	2	左記授業科目及び他
フランス	文学	フランス文学特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
		フランス文学特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か
		フランス文学特論Ⅳ	2	ら24単位以上を修得 すること。
		フランス文化学特論 I	2	9800
		フランス文化学特論Ⅱ	2	
		フランス語学研究演習 I	2	
		フランス語学研究演習Ⅱ	2	
		フランス語学研究演習Ⅲ	2	
		フランス語学研究演習Ⅳ	2	
		フランス文学研究演習 I	2	
		フランス文学研究演習Ⅱ	2	
		フランス文学研究演習Ⅲ	2	
		フランス文学研究演習IV	2	

(3) 総合人間学専攻の授業科目 (大学が独自に設定する科目)

講座	専攻分野	免許状の 種類	授業科目名	単位	履修方法
哲学倫理学	哲学	社会	哲学特論 I	2	左記授業科目及び他
			哲学特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			哲学特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か
			哲学特論Ⅳ	2	ら24単位以上を修得 すること。
			生命環境倫理学特論 I	2	92000
			哲学総合演習 I	2	
			哲学総合演習Ⅱ	2	
			哲学研究演習 I	2	
			哲学研究演習Ⅱ	2	
			哲学研究演習Ⅲ	2	
			哲学研究演習Ⅳ	2	
			哲学研究演習 V	2	
			哲学研究演習Ⅵ	2	
			哲学研究演習Ⅶ	2	
			古代中世哲学研究演習I	2	
			古代中世哲学研究演習Ⅱ	2	
			近代哲学研究演習 I	2	

1	1	15.04至2000年2月11		1
		近代哲学研究演習Ⅱ	2	-
		現代哲学研究演習I	2	-
		現代哲学研究演習Ⅱ	2	
		科学哲学研究演習 I	2	
		科学哲学研究演習 Ⅱ	2	
		生命環境倫理学研究演習 I	2	
倫理学		倫理学特論 I	2	
		倫理学特論Ⅱ	2	1
		倫理学特論Ⅲ	2	1
		倫理学総合演習 I	2	1
		倫理学総合演習Ⅱ	2	1
		倫理学研究演習 I	2	1
		倫理学研究演習Ⅱ	2	-
		倫理学研究演習Ⅲ	2	-
				-
+15 334	6 11	倫理学研究演習Ⅳ	2	
哲学	公民	哲学特論I	2	左記授業科目及び他
		哲学特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同 免許状の授業科目か
		哲学特論Ⅲ	2	ら24単位以上を修得
		哲学特論Ⅳ	2	すること。
		生命環境倫理学特論 I	2],,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		哲学総合演習 I	2	
		哲学総合演習Ⅱ	2	
		哲学研究演習 I	2	1
		哲学研究演習 Ⅱ	2	1
		哲学研究演習Ⅲ	2	-
		哲学研究演習IV	2	-
		哲学研究演習V	2	-
		哲学研究演習VI	2	-
		哲学研究演習Ⅵ	2	-
		古代中世哲学研究演習 I	2	-
		古代中世哲学研究演習Ⅱ	2	-
				-
		近代哲学研究演習I	2	_
		近代哲学研究演習Ⅱ	2	-
		現代哲学研究演習I	2	=
		現代哲学研究演習Ⅱ	2	
		科学哲学研究演習 I	2	
		科学哲学研究演習 Ⅱ	2	
		生命環境倫理学研究演習 I	2	
倫理学		倫理学特論 I	2	
		倫理学特論Ⅱ	2	
		倫理学特論Ⅲ	2	1
		倫理学総合演習 I	2	1
		倫理学総合演習Ⅱ	2	1
		倫理学研究演習 I	2	1
		倫理学研究演習Ⅱ	2	-
		倫理学研究演習Ⅲ	2	-
		倫理学研究演習 IV	2	1

1	哲学	宗教	哲学特論 I	2	左記授業科目及び他
	0.7	小孙	哲学特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
			哲学特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か
			哲学特論IV	2	ら24単位以上を修得
			生命環境倫理学特論 I	2	すること。
			在中垛場冊壁子付冊 I 哲学総合演習 I	+	-
				2	
			哲学総合演習Ⅱ	2	
			哲学研究演習I	2	
			哲学研究演習Ⅱ	2	
			哲学研究演習Ⅲ	2	
			哲学研究演習IV	2	_
			哲学研究演習V	2	
			哲学研究演習 VI	2	
			哲学研究演習Ⅵ	2	
			古代中世哲学研究演習 I	2	
			古代中世哲学研究演習Ⅱ	2	
			近代哲学研究演習 I	2	
			近代哲学研究演習Ⅱ	2	
			現代哲学研究演習 I	2	1
			現代哲学研究演習 Ⅱ	2	
			科学哲学研究演習 I	2	
			科学哲学研究演習 Ⅱ	2	
			生命環境倫理学研究演習 I	2	
芸術人間学	東洋·	社会	東洋・日本美術史特論 I	2	左記授業科目及び他 専攻・他講座等の同 免許状の授業科目か ら24単位以上を修得
	日本美術史	1000	東洋・日本美術史特論Ⅱ	2	
			東洋・日本美術史特論Ⅲ	2	
			東洋・日本美術史研究演習Ⅰ	2	
			東洋·日本美術史研究演習 II	2	すること。
	美学・		美学·西洋美術史特論 I	2	
	西洋美術史		美学·西洋美術史特論Ⅱ	2	-
	DIFAMA		美学·西洋美術史研究演習 I	2	-
			美学·西洋美術史研究演習 Ⅱ	2	-
心理言語	心理学	公民	実験心理学特論 [2	左記授業科目及び他
人間学	心生子	五氏	実験心理学特論Ⅱ	2	左記投票件日及び他 専攻・他講座等の同
八川子			実験心理学特論Ⅲ	2	免許状の授業科目か
			夫駅心理学特論 I		ら24単位以上を修得
				2	すること。
			社会心理学特論Ⅱ	2	-
T1 V 1 BB //	T1 V W	41.6	心理学特論 I	2	그 글 1중 제 정 를 꾸 그 아이
社会人間学	社会学	社会	理論社会学特論 I	2	左記授業科目及び他
			理論社会学特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同 免許状の授業科目か
			社会変動学特論 I	2	兄計仏の投業符日が ら24単位以上を修得
			社会変動学特論Ⅱ	2	ら24単位以上を修得 すること。
			社会学特論 I	2	
			社会学特論Ⅱ	2	
			社会学特論Ⅲ	2	
			社会変動学研究演習 I	2	
					1
			社会変動学研究演習 Ⅱ	2	

		社会変動学研究演習Ⅳ	2	
		理論社会学研究演習 I	2	1
		理論社会学研究演習 Ⅱ	2	
		理論社会学研究演習Ⅲ	2	
		理論社会学研究演習 IV	2	
行動科学	1	社会行動科学特論 I	2	
		社会行動科学特論Ⅱ	2	
		数理行動科学研究演習 I	2	
		数理行動科学研究演習 Ⅱ	2	
		数理行動科学研究演習Ⅲ	2	
		数理行動科学研究演習 Ⅳ	2	
		計量行動科学研究演習 I	2	
		計量行動科学研究演習 Ⅱ	2	
		計量行動科学研究演習Ⅲ	2	
		計量行動科学研究演習 IV	2	
計算人文社会学		計算人文社会学特論 I	2	
社会学	公民	理論社会学特論 I	2	左記授業科目及び他
		理論社会学特論Ⅱ	2	専攻・他講座等の同
		社会変動学特論 I	2	免許状の授業科目か
		社会変動学特論Ⅱ	2	ら24単位以上を修得 すること。
		社会学特論 I	2	190000
		社会学特論Ⅱ	2	
		社会学特論Ⅲ	2]
		社会変動学研究演習 I	2	
		社会変動学研究演習 Ⅱ	2	
		社会変動学研究演習Ⅲ	2	
		社会変動学研究演習 Ⅳ	2	
		理論社会学研究演習 I	2	
		理論社会学研究演習 Ⅱ	2	
		理論社会学研究演習Ⅲ	2	1
		理論社会学研究演習IV	2	
行動科学	1	社会行動科学特論 I	2	1
		社会行動科学特論Ⅱ	2	
		数理行動科学研究演習 I	2	
		数理行動科学研究演習 Ⅱ	2	
		数理行動科学研究演習Ⅲ	2]
		数理行動科学研究演習Ⅳ	2	
		計量行動科学研究演習I	2	
		計量行動科学研究演習Ⅱ	2	
		計量行動科学研究演習Ⅲ	2	
		計量行動科学研究演習IV	2	
計算人文社会学	1	計算人文社会学特論 I	2	1

12 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月下旬か12月上旬頃に掲示等でお知らせします。(ただし、在学中の者でも一括申請出来ない場合があります。詳細については申請手続きを掲示等でお知らせする際に併せてお知らせします)。

13 その他

他大学卒業者及び他学部出身者は、当該出身大学等において修得した単位が、取得しようとする当該免許状に該当する場合もあるので、学力に関する証明書を持参してください。 また、現職教員又は教員の経験等がある場合には、修得する授業科目あるいは適用法令が異なってくることがありますので、教務係で確認してください。

24 教育学部・教育学研究科

11

教育職員免許状, 公認心理師受験資格, 社会教育主事, 学芸員資格の取得

教育学部学生便覧

1 教育職員免許状の取得

(1)教育職員免許状について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの教員となるためには、教育職員 免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育 職員免許状を取得する必要があります。

(2)教育職員免許状の種類

教育職員免許法に定める免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があります。

普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状)に区分されています。また、中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、教科毎に授与するものとされています。

本学では、中学校一種免許状、中学校専修免許状、高等学校一種免許状、高等学校専修免許状を取得することができます。

(3)免許状の取得方法

普通免許状は、教育職員免許法に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部 科学大臣の指定する養護教諭養成機関において規定の単位を修得した者が都道府県 の教育委員会へ申請することによって授与されます。

基礎資格とは、一種免許状においては、学士の学位を有することであり、専修免許 状においては、修士の学位を有することです。

なお、中学校教諭の普通免許状を取得する場合は、授与要件として社会福祉施設及び特別支援学校での「介護等の体験」が必要となります。

11

教育学部学生便覧

(4)取得できる免許状の種類及び教科

本学部で取得できる免許状は次のとおりです。これ以外の免許状については、他学部・他研究科開講の授業科目を履修することで取得することができますので、当該学部・研究科の学生便覧をご覧の上、教務係で相談してください。

免許状	中学校教諭	高等学校教諭
学 科	一種免許状	一種免許状
教育科学科	社 会	公 民

(5)基礎資格及び最低修得単位数

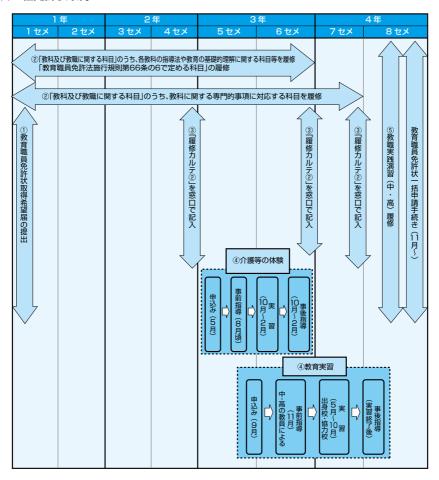
本学部・研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。下記単位のほか、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位の修得が必要です。詳しくは「(9)教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を確認してください。

所要資格		大学において修得することを必要とする科目の最低単位数					
		教科及び教職に関する科目					
免許状の種類	基礎資格	①教科に 関する専 門的事項	②各教科 の指導法、 教育の理 解に関す る科目等	③大学が独自に設定する科目(左記 ①②の必要単位数 より多く修得した 単位をあてる。)	最低修得 単位数 (①+② +③) 計		
中学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	20	36	4	60		
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	20	28	12	60		





(6) 一種免許状取得までのプロセス



①教育職員免許状取得希望届の提出

免許状の取得を希望する学生は、第1セメスターの授業履修前までに教務係に、「教育職員免許状取得希望届」を提出し、学校種及び教科を届け出てください。希望届を提出した学生について「履修カルテ」の作成を行います。「履修カルテ」が作成されていない学生は、「教職実践演習(中・高)」を履修することはできません。

②「教科及び教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」の履修

免許状毎に定められている「教科及び教職に関する科目」を履修してください。

ただし、「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」には、履修資格が定められており、少なくとも3年次修了までには「教科に関する専門的事項」、「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」を除く全ての「教科及び教職に関する科目」を修得しておく必要があります。また、卒業に必要な単位に含まれない科目もありますので、1年次より計画的な履修を心がけてください。なお、「教科及び教職に関する科目」以外に、「教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目」も履修する必要があります。

③履修カルテ②く自己評価シート>の記入について

教職実践演習(中·高)の履修及び教職指導の際に必要となりますので、3年次・4年次の各年度始め及び教職実践演習履修の直前に、教務係の窓口で「履修カルテ②<自己評価シート>」を受領し、自分で評価を記入し返却してください。記入を怠った場合は、教育職員免許状の取得を放棄したものとして取り扱うことがあります。

④「教育実習」及び「介護等体験」について

- ・「介護等体験」の申込は、3年次の5月頃、また「教育実習」の申込は3年次の9月頃に教務係窓口で行ってください。掲示等に注意してください。
- ・教育実習は、仙台市内及び近辺の協力校又は本人の出身校等において行います。
- ・教育実習の参加資格は4年次の学部学生及び大学院学生で、原則として「教科及び教職に関する科目」のうち第二欄、第三欄、及び第四欄に掲げる科目の単位を修得した者です。また、科目等履修生については、本学出身者で、実習校等の内諾を得ている者に限ります。
- ・中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校において、中学校教諭の免許状は3週間、高等学校教諭の免許状は2週間の教育実習を行わなければなりません。また、中学校教諭及び高等学校教諭の両方の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校で3週間の教育実習を行ってください。なお、中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験を行う者は、必ず事前指導を受講しなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験の時期,又は学生の実習校(施設等)の配属については、掲示等でお知らせします。

⑤「教職実践演習(中・高)」について

平成20年度の教育職員免許法施行規則の改正により、平成22年度以降の新入生の

「教職に関する科目」(平成31年度からは「教科及び教職に関する科目」)として、「教職実践演習(中・高)」が新設されました。本科目は、免許状の取得を希望する者の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために4年次後期に集中講義で開設されるものです。このため、「教職実践演習(中・高)」の履修前(7セメスタ)までに、「教育実習」を終了し、「教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者にのみ履修が認められます。ただし、「教科に関する専門的事項」については、卒業までに不足単位の修得が可能であると確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。教員免許法施行規則第4条及び第5条第二欄〜第四欄の「教科及び教職に関する科目」(「教科に関する専門的事項」を除く)については、4年次前期中に不足単位の履修登録が確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

(7)教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項)

本学部で中学校および高等学校の免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する専門的事項に対応する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

(教科に関する専門的事項)

免許教科	教科に関する専門的事項	最低修復	所要単位数 /中一種\	
プロローダスティー	教育に対する寺 101事項	中学校	高等学校	高一種
社 会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学,政治学」 「社会学,経済学」 「哲学,倫理学,宗教学」	1以上 // // //		20
	計	20		
公民	「法律学国際法を含む。)、政治学国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		1以上 // //	20
	計		20	

(備考)

- 1. 教科に関する専門的事項欄の各科目ごとに指示してある最低修得単位数を修得し、さらに当該免許状に関する科目を修得して、合わせて所要単位以上にならなければなりません。
- 2. 教科に関する専門的事項欄の日本史及び外国史の科目については、その双方の科目を必ず修得しなければなりません。また、「 」内の科目は、そのうちいずれか1つ以上の科目について、所定の最低単位数を修得すればよろしいです。なお、()内に示す内容を含む科目を、1単位以上修得しなければなりません。

〔教科に関する専門的事項に対応する科目の修得方法〕

4	免許法施行規則に定める	左記に対応する開語			
免許教科	教科及び教職に関する 科目のうち教科に関する 専門的事項	授 業 科 目	開設学部	単位 数	備考
		日本史概論	文学部	2	必修
		東洋史概論	文学部	2	必修
	日本史・外国史	西洋史概論	文学部	2	必修
		人間形成史講義 I	教育学部	2	
		人間形成史講義Ⅱ	教育学部	2	
		地理学	全学教育	2	いずれか 2 単位
	地理学(地誌を含む)	地理学概論	全学教育	2	選択必修
		地理学B	文学部	2	必修
社		地誌学	文学部	2	必修
		教育行政学講義 Ⅱ	教育学部	2	必修
	「法律学,政治学」	教育行政学講義 [教育学部	2	
		比較教育学講義	教育学部	2	
		教育社会学講義	教育学部	2	必修
		教育社会学	教育学部	2	
会	 「社会学,経済学」	成人教育論講義 I (生涯学習概論 I)	教育学部	2	
		リカレント教育論講義 (生涯学習概論 II)	教育学部	2	
		スポーツ文化論講義Ⅰ	教育学部	2	
		教育哲学講義 [教育学部	2	いずれか2単位
	倫理学,	教育哲学講義Ⅱ	教育学部	2	選択必修
	宗教学」	比較人間形成論講義 I	教育学部	2	
	計	教科に関する専門的事項の各科目区分ごとに必修及び選択必修を含めて 1 単位以上修得し、合計で所要単位数である20単位以上を満たすこと。			



A	免許法施行規則に定める	左記に対応する開設	设授業科目		
免許教科	許 教科及び教職に関する 教 科目のうち教科に関する 専門的事項	授 業 科 目	開設学部	単位数	備考
		法学	全学教育	2	
	「法律学	政治学	全学教育	2	
	(国際法を含む),	法・政治と社会	全学教育	2	
	政治学	教育行政学講義 Ⅱ	教育学部	2	必修
	(国際政治を含む)」	教育行政学講義 I	教育学部	2	
		比較教育学講義	教育学部	2	
公		教育社会学講義	教育学部	2	必修
		教育社会学	教育学部	2	
	「社 会 学, 経 済 学	成人教育論講義 I (生涯学習概論 I)	教育学部	2	
	(国際経済を含む)」	リカレント教育論講義 (生涯学習概論 II)	教育学部	2	
		スポーツ文化論講義Ⅰ	教育学部	2	
民		教育哲学講義Ⅰ	教育学部	2	いずれか2単位
氏	「哲学,	教育哲学講義Ⅱ	教育学部	2	選択必修
	倫理学,	比較人間形成論講義Ⅰ	教育学部	2	
	宗教学, 心理学]	教育心理学講義 [教育学部	2	
		臨床心理学講義 I (臨床心理学概論)	教育学部	2	
	計	教科に関する専門的事項の各科目区分ごとに必修及び選択必修 を含めて1単位以上修得し、合計で所要単位数である20単位以上 を満たすこと。			

(8)教科及び教職に関する科目(各教科の指導法,教育の基礎的理解に関する科目等)

本学部で中学校および高等学校の免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、各教科の指導法や基礎的理解に関する科目等の単位及び履修方法は次のとおりです。

免許法上の科目に対応する授業科目の中から、最低修得単位数以上を修得してください。



〔各教科の指導法、教育の理解に関する科目等の修得方法〕

	施行規則において規	定されている科目の内容	本学において開講する授業科目と単位				
に定	規則第4条及び第5条 める教科及び教職に関 5科目(「教科に関する	左項の各科目に含めるこ とが必要な事項	授業科目	最低修得 単位数		開設部局等	備考
	門的事項」を除く)	とか必安は争項		必修	選択		
第2欄	教科及び教科 の指導法に関 する科目	各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含 む。)	国国社社地地公数要担理情農農語語会会理理民学学科教科科教教教史史教育育育科科育育育法ⅠⅡ法ⅠⅡ活法ⅠⅡ活音等音符分科教教教史教育育育科科科教教教史技科教教教育有育科教教育主任证法ⅠⅡ法ⅠⅡ指育育治法法语育育育論語科科人工教教教教表人及教教教教育技法法治言籍自己的教教教教教人。其目,自有法法法治法治,□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	中高		各学部	該指い 他導学設目できない 他導学設目できない
		教育の理念並びに教育	教育原理	2		全学教育	
		に関する歴史及び思想	教育学概論		2	教育学部	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2		全学教育	
		教育に関する社会的,制 度的又は経営的事項(学	教育の制度と経営	2		全学教育	
第 3	教育の基礎的理解に関する	校と地域との連携及び学 校安全への対応を含む。)	教育制度論		2	教育学部	
欄	科目	幼児、児童及び生徒の心	教育心理学 I	2		全学教育	
		身の発達及び学習の過程	学習·発達論		2	教育学部	
		特別の支援を必要とす る幼児、児童及び生徒 に対する理解	特別の支援を必要とす る生徒に対する理解	1		全学教育	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・	教育課程論	2		全学教育	
		マネジメントを含む。)	教育課程総論		2	教育学部	

	施行規則において規	定されている科目の内容	本学におい	て開講す	る授業	科目と単位	
に定	規則第4条及び第5条 める教科及び教職に関 科目(「教科に関する	左項の各科目に含めるこ とが必要な事項	授業科目	最低 単位		開設部局等	備考
	門的事項」を除く)	とか必安は争項	ů		選択		
		道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法 A 道徳の理論及び指導法 B	2		教育学部	中免のみ いずれか2単位 選択必修
		総合的な学習の時間 の指導法(中学校) 総合的な探究の時間 の指導法 (高等学校)	総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2		全学教育	
	道徳、総合的	特別活動の指導法	教育実践論講義 I		2	教育学部	
第 4	な学習の時間 等の指導法及	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	1		全学教育	
欄	び生徒指導, 教育相談等に 関する科目	情報通信技術を活用し	教育方法·技術論(ICT 活用含む) 		2	教育学部	
	以 9 0 4 각 日	た教育の理論及び方法	教育とICT活用	1		全学教育	
		生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリン	 教育相談・生徒指導 (進路指導を含む)	2		全学教育	
		グに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談・生徒指導Ⅱ (進路指導を含む) 教育相談(教育・学校	2		全学教育	
		進路指導及びキャリア 教育の理論及び方法	心理学)		2	教育学部	
第	教育実践に関	教育実習	教育実習(中)	5		教育学部	中免 事前事後指導 1 単位含む 高免
5 欄	する科目		教育実習(高)	3		教育学部	同光 事前事後指導 1 単位含む
		教職実践演習	教職実践演習(中·高)	2		全学教育	
第 6 欄	6 大学が独自に設定する科目						上の 和 目 和 目 和 日 の る と 科 り に の の の の の の の の の の の の の
合計			合計	中36 高28			

(備考)

- 1 開設科目の名称は、変更されることがある。
- 2 教職実践演習(中·高)以外の全学教育において開設する科目は、1,2年次在籍中に履修することが望ましい。
- 3 各学部及び教育学部において開設する科目は、開設学部以外の学生も履修することができる。
- 4 「教育実習」は、関係各学部の協力により、教育学部において実施する。
- 5 「教職実践演習」は、関係各学部・研究科の協力により、全学教育において実施する。
- 6 「教育実習」及び「教職実践演習」は、原則として第2欄、第3欄、第4欄に掲げる科目を修得した者にのみ履修を認める。
- 7 本学の課程認定においては、「道徳の理論及び指導法」は中学校の免許状取得のみに必要な単位であり、高等学校の免許状取得の際にはその単位は「大学が独自に設定する科目」にも含めることができないため、注意すること。

(9)教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法別表第一備考第四号に規定する教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位及び履修方法は次のとおりです。必ず下記表の科目の単位も修得してください。

免許法施行規則に 定める科目区分	最低修得 単位数	本学で開設する 授業科目	単位数	開設 学部等	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	全学教育	左記授業科目について必修
体育	2	スポーツA	1	全学教育	卒業に要する単位として
	د	体と健康	2	全学教育	必修化されている
		英語 I - A	1	全学教育	
		英語 Ⅱ - A	1	全学教育	
外国語コミュニ ケーション	2	英語 I - B	1	全学教育	卒業に要する単位として 必修化されている
, , , ,		英語 II - B	1	全学教育	
		英語Ⅲ	1	全学教育	
数理、データ活用 及び人工知能に関 する科目又は情報 機器の操作	2	情報とデータの 基礎	2	全学教育	卒業に要する単位として 必修化されている

(10)教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

(11)その他

他大学卒業者及び他学部出身者は、当該出身大学等において修得した単位が、取得しようとする当該免許状に該当する場合もあるので、学力に関する証明書を持参してください。また、現職教員又は教員の経験等がある場合には、修得する授業科目あるいは適用法令が異なってくることがありますので、教務係で確認してください。

教育職員免許状

大学院教育学研究科学生便覧

専修免許状の取得について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、 教育職員免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので教務係に相談してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

本研究科で取得できる免許状は次のとおりです。

専攻名	免許状の種類	教 科 (領 域)
総合教育科学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
松口狄月科子等以	高等学校教諭専修免許状	公 民

(備考)

所属専攻以外の専修免許状を取得しようとする学生は、履修科目等について教務 係に照会すること。

2. 基礎資格及び最低修得単位数

本研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	大学院において修得することを 必要とする科目の最低単位数 (大学院の授業科目のうち 「大学が独自に設定する科目」)
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること	24
高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること	24



大学院教育学研究科学生便覧

3. 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

(1)総合教育科学専攻の授業科目(大学が独自に設定する科目)

免許状の 種類	免許法施行規則に 定める科目区分	授業科目	単位数	備考
中学校教諭専修免許状(社会)・高等学校教諭専修免許状(公民)	大学が独自に設定する科目教教制は関めていた。	スス成成成教人人人社社教教学学発人人社教学教教教教教発人人人人人人人人人人人 自己	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	公民のみ 公民のみ 公民のみ 公民のみ 公民のみ 公民のみ 公民のみ 公民のみ

免許状の 種類		法施行規則に)る科目区分	授業科目	単位数	備考
中学校教諭専修免許状(社会)・高等学校教諭専修免許状(公民)	大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導される。	教教教教教教教教比比学学学教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

大学院教育学研究科学生便覧

4. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

1 教育職員免許状の取得について

(1) 教員職員免許状について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

(2) 教育職員免許状の種類

教育職員免許法に定める免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があります。

普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状)に区分されています。また、中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、教科毎に授与するものとされています。

(3) 免許状の取得方法

普通免許状は、教育職員免許法に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において所定の単位を修得した者が都道府県の教育委員会へ申請することによって授与されます。

基礎資格とは、一種免許状においては、学士の学位を有することであり、専修免許状においては、修士の学位を有することです。

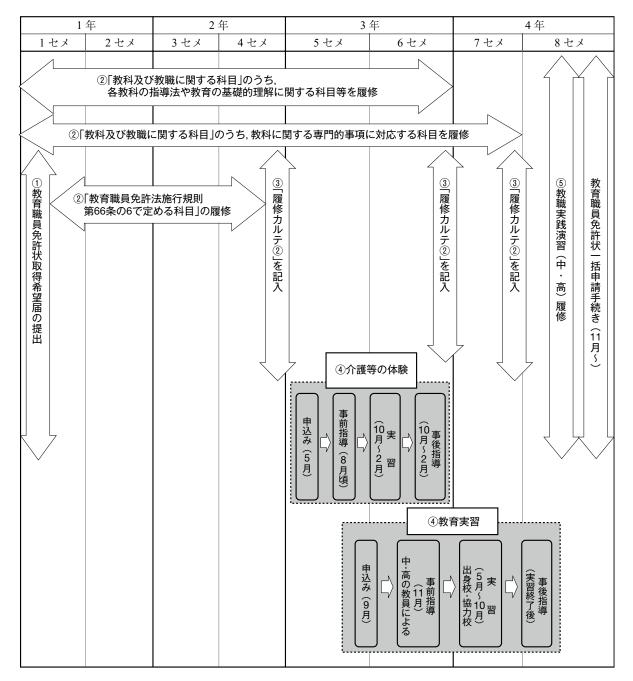
なお,中学校教諭の普通免許状を取得する場合は,授与要件として社会福祉施設及び 特別支援学校での「介護等の体験」が必要となります。

(4) 取得できる免許状の種類及び教科

本学部で取得できる免許状は次のとおりです。これ以外の免許状については,他学部 開講の授業科目を履修することで取得することができますので,当該学部の学生便覧を ご覧の上,教務係で相談してください。

免許状の種類 学 科 名		交教 諭 色許 状	高等学 一種 角	校教諭 仓許 状	備	考
数 学 科	数	学	数	学		
物 理 学 科 宇宙地球物理学科 化 学 科 地球惑星物質科学科 生 物 学 科	理	科	理	科		
地圈環境科学科	社 理	会 科	地 理	歴 史		

(5) 一種免許状取得までのプロセス



【備考】

① 教育職員免許状取得希望届の提出

免許状の取得を希望する学生は、第1セメスターの授業履修前までに教務係に、「教育職員免許状取得希望届」を提出し、学校種及び教科を届け出てください。希望届を提出した学生について「履修カルテ」の作成を行います。「履修カルテ」が作成されていない学生は、「教職実践演習(中・高)」を履修することはできません。

② 「教科及び教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修

免許状毎に定められている「教科及び教職に関する科目」を履修してください。ただ

し、「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」には、履修資格が定められており、少なくとも3年次修了までには「教科に関する専門的事項」、「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」を除く全ての「教科及び教職に関する科目」を修得しておく必要があります。また、卒業に必要な単位に含まれない科目もありますので、1年次より計画的な履修を心がけてください。なお、「教科及び教職に関する科目」以外に、「教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目」も履修する必要があります。

③ 履修カルテ②<自己評価シート>の記入について

教職実践演習(中・高)の履修及び教職指導の際に必要となりますので、2年次・3年次の各年度末及び教職実践演習履修の直前に、理学部教務課からの連絡を受け「履修カルテ②<自己評価シート>」を提出し、自分で評価を記入し返却してください。記入を怠った場合は、教育職員免許状の取得を放棄したものとして取り扱うことがあります。

④ 「教育実習 | 及び「介護等体験 | について

- ・教育実習は、仙台市内及び近辺の協力校又は本人の出身校等において行います。
- ・教育実習の参加資格は4年次の学部学生及び大学院学生で、原則として「教科及び教職に関する科目」のうち第二欄、第三欄、及び第四欄に掲げる科目の単位を修得した者。 また、科目等履修生については、本学出身者で、実習校等の内諾を得ている者に限ります。
- ・中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校 において、中学校教諭の免許状は3週間、高等学校教諭の免許状は2週間の教育実習を 行わなければなりません。また、中学校教諭及び高等学校教諭の両方の免許状を取得し ようとする場合は、中学校又は高等学校で3週間の教育実習を行ってください。なお、 中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設等で 「介護等の体験」を行わなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験を行う者は、必ず事前指導を受講しなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験の時期,又は学生の実習校(施設等)の配属については,掲 示等でお知らせします。

⑤ 「教職実践演習(中・高)」について

平成20年度の教育職員免許法施行規則の改正により、平成22年度以降の新入生の「教職に関する科目」(平成31年度からは「教科及び教職に関する科目」)として、「教職実践演習(中・高)」が新設されました。本科目は、免許状の取得を希望する者の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために4年次後期に集中講義で開設されるものです。このため、「教職実践演習(中・高)」の履修前(7セメスタ)までに、「教育実習」を終了し、「教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者にのみ履修が認められます。ただし、「教科に関する専門的事項」については、卒業までに不足単位の修得が可能であると確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。教員免許法施行規則第4条及び第5条第二欄~第四欄の「教科及び教職に関する科目」(「教科に関する専門的事項」を除く)については、4年次前期中に不足単位の履修登録が確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

(6) 基礎資格及び最低修得単位数

本学部で免許状を取得するためには、次の(第1表)及び(第2表)について最低取得単位数を修得しなければなりません。

なお、(第1表)の()内の数字は、教育職員免許法に定める単位数です。

(第1表) 基礎資格及び最低修得単位数

		大学において修得 最低取得単位数	することを必 身	要とする	
A = 1 15 . AT 191	tt. edi. ska tka	教科及び	教職に関する科	· 🗏	備
免許状の種別	基礎資格	各教科の指導法,教育 の基礎的理解に関する 科目等 (p.116の表) ・・・①	教科に関する 専門的事項に 関する科目 ・・・②	大学が独自に 設定する科目*	備考
中 学 校 教 諭一種普通免許状	学士の学位を	36 (35)	20	3 (4)	
高等学校教諭 一種普通免許状	有すること。	28 (27)	20	11 (12)	

※教科及び教職に関する科目のうち、大学が独自に設定する科目については、上表①及び② の最低修得単位数より多く修得した単位を充てる。ただし、他教科の指導法は充てることができない。

(第2表)教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法別表第一備考第四号に規定する教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

免許法施行規則に	本学で開設する	単位	立数	HH = H W 1.H 11.		tile Let
定める科目区分	12 111 21 11		選択	開設学部等	履修方法	備考
日本国憲法	日本国憲法	2		全学教育		
	スポーツ A		1	全学教育		
体育	スポーツ B		1	全学教育	2 単位以上 選択必修	
	体と健康		2	全学教育	医状况间	
	英語 I -A		1	全学教育		
	英語 I -B 英語 II -A 英語 II -B		1	全学教育		
			1	全学教育		
			1	全学教育		
	英語Ⅲ		1	全学教育		
り 日話っ ニュー	基礎ドイツ語 I		2	全学教育	。 3 路待时上	
外国語コミュニ ケーション	基礎ドイツ語Ⅱ		2	全学教育	2 単位以上 選択必修	
	基礎フランス語 I		2	全学教育		
	基礎フランス語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎ロシア語 I		2	全学教育		
	基礎ロシア語Ⅱ		2	全学教育		
	基礎スペイン語 I		2	全学教育		
	基礎スペイン語Ⅱ		2	全学教育		

免許法施行規則に	本学で開設する	単位	立数	目目 示几 ሥ→ 立7 <i>左</i> 左	足板十斗	備考	
定める科目区分	授業科目	必修	選択	開設学部等	履修方法	加考	
	基礎中国語 I		2	全学教育			
外国語コミュニ	基礎中国語Ⅱ		2	全学教育			
ケーション	基礎朝鮮語 I		2	全学教育			
	基礎朝鮮語Ⅱ		2	全学教育			
	情報とデータの基礎		2	全学教育			
数理、データ活	人文情報処理		2	文学部			
用及び人工知能	情報理学入門		2	理学部	2 光 佳 以 1.		
に関する科目又	情報理学I		2	理学部	2 単位以上選択必修		
は情報機器の操	情報理学Ⅱ		2	理学部			
作	計算機数学 A		2	理学部			
	計算機数学 B		2	理学部			

(7) 教科及び教職に関する科目(各教科の指導法,教育の基礎的理解に関する科目等)

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、各教科の指導法 や教育の基礎的理解に関する科目等の単位及び履修方法は次のとおりです。

	施行規則におい	て規定されている科目の内容	本学において	(開講	する授	受業科目と真	单位
条に関	「規則第4条及び第5 に定める教科及び教職」 「する科目(「教科に関 「専門的事項」を除く)	左項の各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単作	修得 立数 選択	開設 部局等	備考
第 2 欄	教科及び教科の指 導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活 用を含む。)	社会科教育論 I 社会科教育論 II 地理歴史科教育法 I 地理歴史科教育法 II	中 8 高 4		理理理理教教文文学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学	は 大学が独目 に 設 定 す る 科
		教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想	教育原理 教育学概論	2	2	全学教育 教育学部	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2		全学教育	
第 3 欄	教育の基礎的理解 に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育の制度と経営 教育制度論	2	2	全学教育 教育学部	
欄	に関する行日	幼児、児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程	教育心理学 I 学習・発達論	2	2	全学教育 教育学部	
		特別の支援を必要とする幼児, 児童 及び生徒に対する理解	特別の支援を必要とする 生徒に対する理解	1		全学教育	
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリ キュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論 教育課程総論	2	2	全学教育 教育学部	
		道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法 A 道徳の理論及び指導法 B	2 2		教育学部	中免のみ いずれか2単位 選択必修
		総合的な学習の時間の指導法(中学校) 総合的な探究の時間の指導法(高等学校)	総合的な学習の時間及び 特別活動の指導法	2		全学教育	
h.hr	道徳,総合的な学 習の時間等の指導	特別活動の指導法	教育実践論講義 I		2	教育学部	
第 4	者の時間等の指導 法及び生徒指導, 教育相談等に関す	教育の方法及び技術	教育の方法と技術 教育方法・技術論(ICT	1	_	全学教育	
欄	教育相談等に関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論 及び方法	活用含む)	1	2	教育学部	
		生徒指導の理論及び方法	教育と ICT 活用 教育相談・生徒指導 I	2		全学教育	
		教育相談(カウンセリングに関する基	(進路指導を含む)	2		全学教育	
		礎的な知識を含む。) の理論及び方法	教育相談・生徒指導Ⅱ (進路指導を含む)	2		全学教育 教育学部	
		進路指導及びキャリア教育の理論及 び方法	教育相談(教育・学校心理学)		2	教育子部	
第	教育実践に関する	教育実習	教育実習(中)	5		教育学部	中免のみ 事前事後指導 1 単位含む 高免のみ
5欄	科目		教育実習(高)	3		教育学部	- 同元のの 事前事後指導 1 単位含む
		教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2		全学教育	
第 6 欄	大学が独自に設定す	る科目					上記科目及び次頁からの 「教科に関する専門的事 項」として開設する科目 の必要単位数より多く修 得した単位数を充当する
合言	<u> </u>		合計	中36 高28			

備

- 1 開設科目の名称は、変更されることがある。
- 2 教職実践演習(中・高)以外の全学教育において開設する科目は、1,2年次在籍中に履修することが望ましい。
- 各学部及び教育学部において開設する科目は、開設学部以外の学生も履修することができる。

- 4 「教育実習」は、関係各学部の協力により、教育学部において実施する。 5 「教職実践演習」は、関係各学部・研究科の協力により、全学教育において実施する。 6 「教育実習」及び「教職実践演習」は、原則として第2欄、第3欄、第4欄に掲げる科目を修得した者にのみ履修を認める。
- 7 中学校の免許状を取得しようとする者は、「道徳の理論及び指導法」のAまたはBを必ず修得すること。
- 8 本学の課程認定においては、「道徳の理論及び指導法」は中学校の免許状取得のみに必要な単位であり、高等学校の免許状取得の際にはその単位は「大学が独自に設定する科目」にも含めることができないため、注意すること。 9 中学校教論免許状と高等学校教論免許状を同時に取得しようとする者は、教育実習(中)5単位を修得すること。

- 10 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)については、数学科教育法、理科教育法及び社会科教育論は I・Ⅱ それぞれ 4 単位、地理歴史科教育法は I・Ⅱ それぞれ 2 単位の科目。
 11 本学部においては、社会は中学免許のみ取得可能なため、社会科教育論 I・Ⅱ 両方を修得する必要がある。また、地理歴史については、高校免許のみだが、地理歴史科教育法 I・Ⅱ 両方を修得する必要がある。
- 12 上記以外の教科及び教職に関する科目については、必要に応じ、当該学部において開設する。

(8) 教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項)

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する専門的事項に対応する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

なお, ○印は必修科目です。

「数 学」

教科に関する専門的事項に関する科目								
免許法施行規則に	対応する	開	設科目	免許法で定める最低取得単位				
定める科目区分	授業科目	単位数	開設学科等	中学校	高等学校			
代 数 学	代代代代代代代代代代代代数 数 学学 学 概 概 論 a B C 代 数 数 学 学 特 数 学 学 特 数 学 学 特 数 学 学 特 数 罗 学 特 遇 B	2 2 2 2 2 2 2 2 2	数 学 科 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 単位以上	1 単位以上			
幾何学	位相 数 字 B 学 B 数 序 序 A C	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	数 学 科	1 単位以上	} 1 単位以上			
解析学	解析学序論 A B 字序論 A B F 字序論 A B F 字序論 A I F 学概論 A 2 F K F F F M F F F F M F F F F F F F F F	2 2 2 2 2 2 2 2 2	数 学 科 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 単位以上	】 } 1 単位以上]			
「確率論、統計学」	〇数理統計学 解析学概論B1 解析学概論B2 保 険 数 学 応用数理特選A 応用数理特選B 確率過程論特選	2 2 2 2 2 2 2 2	全学教育科目数学科	} 1 単位以上	1単位以上			
コンピュータ	○情報とデータの基礎 計算機数学A 計算機数学B 情報理学入門 情報理学Ⅱ 情報理学Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2	全学教育科目 数 学 科 〃 理学部共通科目 〃 〃	1 単位以上	▶1単位以上			
合		計		20	20			

「理 科」(物理学科)

教科に関する専門的事項に関する科目							
	I		免許法で定める				
定める科目区分	授業科目	単位数 開設学科等	中学校	高等学校			
物理学	令 電電解物物物相相統統統量量原原素素物物物物 理理 対対物物物 学気気 数数対 論論理理理力力物物物物 で学力力学学称 学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学	2 物理学科 2 "	1単位以上	1 単位以上			
化 学	○化 学 A 化 学 B 化 学 C	2 全学教育科目 2 " 2 "	1 単位以上	1単位以上			
生 物 学	○生 命 科 学 A 生 命 科 学 B 生 命 科 学 C	2 全学教育科目 2 " 2 "	1 単位以上	1 単位以上			
地 学	○現代地球科学 宇 宙 論	2 物理学科	}1単位以上	} 1 単位以上			
物理学実験· 化学実験· 生物学実験· 地 学 実験 *1	○基礎物理学実験 物理学実験 I 物理学実験 II 物理学実験 II ○基礎化学実験 ○基礎生物学実験	1 物理学科 3 " 4 " 1 " 1 "	} 1 単位以上 } 1 単位以上 } 1 単位以上	} 1 単位以上 ※2			
	○基礎地学実験	1 "	1単位以上	J			
合		計 マクトの表記け 「物理学宝験	20	全職 地学宝驗			

^{※1} 高等学校の免許状の場合は、免許法施行規則に定める科目区分上の表記は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」である。※2 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」のうち、○印が付されている授業科目(必修科目)を、1科目以上修得すればよい。

「理 科」(宇宙地球物理学科)

 免許法施行規則に定める科目区分 授業科目 単位数 開設学科等 中学校 ②物理科学への招待 2 宇宙地球物理学科電磁気学Ⅱ2 の解析力学2 の物理数学Ⅱ2 の物理数学Ⅱ2 の物理数学Ⅱ2 の物理数学Ⅱ2 の場所が設置を対している。 物理数学Ⅱ2 の物理数学Ⅱ2 のります。 物理数学Ⅱ2 のります。 対論Ⅱ2 のります。 対方が近くの記述を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	高等学校
定める科目区分 授業科目 単位数 開設学科等 中学校	高等学校
電磁気学Ⅱ 2	
電磁気学 II 2	
解析力学 2	
物理数学Ⅱ 2	
物理数学Ⅱ 2 パ 相対論 I 2 パ	
相 対 論 I 2	
量子力学 I 4	
□ サ	
物理学 大気力学 2	
流体力学2 パ 強性体力学2 パ 物理光学2 パ 統計物理学I2 パ 天体物理学I2 パ 宇宙空間物理学2 パ 天体物理学II2 パ	1.1
弹性体力学 2 // 物理光学 2 // 統計物理学 I 2 // 天体物理学 I 2 // 宇宙空間物理学 2 // 天体物理学 II 2 //	1単位以上
物理光学 2 パ 統計物理学 I 2 パ 天体物理学 I 2 パ 宇宙空間物理学 2 パ 天体物理学 II 2 パ	
統計物理学 I 2	
天体物理学 I 2 // 宇宙空間物理学 2 // 天体物理学 II 2 //	
字宙空間物理学 2	
天体物理学Ⅱ 2 /	
震源物理学 2 / /	J
○ 化	
化 学 B 2	} 1 単位以上
化 学 C 2 //]]
○生 命 科 学 A 2 全学教育科目	
生 物 学 生 命 科 学 B 2 /	}1単位以上
生命科学C 2 //	J
□ 現代地球科学 2 宇宙地球物理学科 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
気 象 学 2 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
地震学』。	
海洋物理学 2 / /	
地 殻 物 理 学 2 / /	
電磁圏物理学 2 0 1 地 学 惑星大気物理学 2 0 1 単位以上 0 0	 }1単位以上
地	早世以上
気候物理学 2 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
大気物理学 2 / /	
八	
恒星物理学Ⅰ2	
銀河宇宙物理学 I 2 / /	

教科に関する専門的事項に関する科目								
免許法施行規則に	対応する	開	設 科 目	免許法で定める	る最低取得単位			
定める科目区分	授業科目	単位数	開設学科等	中学校	高等学校			
	○基礎物理学実験	1	宇宙地球物理学科))			
	天体物理学実習Ⅱ	3	"	1単位以上				
III. THE W. C. IIA	地球物理学実験 I	2	"	J				
物 理 学 実 験 · · 化 学 実 験 · · 化 学 実 験 · · 生 物 学 実 験 · ·	○基礎化学実験	1	"	} 1 単位以上	1 単位以上			
地 学 実 験 ※1	○基礎生物学実験	1	"	】 単位以上	*2			
	○基礎地学実験	1	"					
	天体物理学実習 I	2	"	1単位以上				
	地球物理学実験Ⅱ	3	"	J	J			
合	合 計							

^{※1} 高等学校の免許状の場合は、免許法施行規則に定める科目区分上の表記は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」である。※2 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」のうち、○印が付されている授業科目(必修科目)を、1科目以上修得すればよい。

「理 科」(化学科)

教科に関する専門的事項に関する科目								
	対応する	開	設 科 目	免許法で定める	る最低取得単位			
定める科目区分	授業科目	単位数	開設学科等	中学校	高等学校			
物理学	○物理学概論	2	化 学 科	】 1 単位以上	】 単位以上			
化	● 専門基礎化学Ⅲ I Ⅲ I I I I I I I I I I I I I I I I I	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	化学加州	} 1 単位以上	} 1 単位以上			
生 物 学	○ 生 命 科 学 A 生 命 科 学 B 生 命 科 学 C	2 2 2	全学教育科目	1単位以上	1 単位以上			
地 学	○地球システム科学 地球物質科学 天 文 学 地球惑星物理学	2 2 2 2	全学教育科目 // //	1 単位以上	1 単位以上			
	○基礎物理学実験	1	化 学 科	}1単位以上				
物 理 学 実 験 · 化 学 実 験 · 生 物 学 実 験 ·	〇基礎化学実験 化学一般実験 A 化学一般実験 B	1 5 6	// //	1単位以上	 			
地 学 実 験 ※1	○基礎生物学実験	1	"	}1単位以上	*2			
	○基礎地学実験	1	"	}1単位以上				
合		計		20	20			

^{※1} 高等学校の免許状の場合は、免許法施行規則に定める科目区分上の表記は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」である。※2 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」のうち、〇印が付されている授業科目(必修科目)を、1科目以上修得すればよい。

「理 科」(地圏環境科学科)

教科に関する専門的事項に関する科目									
免許法施行規則	刊に		対「	さ す	- Z	開	設 科 目	免許法で定める	る最低取得単位
定める科目区	授	業科	・目		単位数	開設学科等	中学校	高等学校	
		〇物	理	学	A	2	全学教育科目)
 物 理	学	物	理	学	В	2	"	 }1単位以上	
	7	物	理	学	C	2	"	1 平匹从上	1 平匹从上
			楚物耳		学	2	"	J	J
		〇化	当		A	2	全学教育科目		
化	学	化	号		В	2	"	1 単位以上	┣1単位以上
		化			C	2	//)
	***		子生		学	2	地圏環境科学科	W. 11 F. 1	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
生物	学	生	態		学	2	"	1単位以上	┣1単位以上
			化古 组			2	ル	J	J
			球環			2	地圏環境科学科		
		地球の物質とダイナミックス 固体地球の進化				2	"		
地	学					2 2	<i>"</i>	 }1単位以上	 }1単位以上
TE.	1	環境変動論 同位体地球科学				2	"	日早世以上	
		一			•	2	"		
		生物圏進化・人間圏学			•	2	, //		
))
		() 基礎	き物理	学実	験	1	地圏環境科学科	】1 単位以上	
物理学実	験 •	○基研	姓化 与	学実	験	1	"	1 単位以上	
化学実	験・ 験・ 験・	○基礎	*生物	学実	験	1	"	】 単位以上	1 単位以上 ※2
	》 ※ 1	〇基研	楚 地 绡	学実	験	1	"		
		地	学	実 .	験	1	"	 }1単位以上	
		地殼	岩石学	生実習	Ι	2	"	日早世以上	
		地殼	岩石学	生実習	I	2	"		J
	合					計		20	20

^{※1} 高等学校の免許状の場合は、免許法施行規則に定める科目区分上の表記は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」である。※2 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」のうち、○印が付されている授業科目(必修科目)を、1科目以上修得すればよい。

「理 科」(地球惑星物質科学科)

教科に関する専門的事項に関する科目								
免許法施行規則に	対応する	開	設 科 目	免許法で定める	る最低取得単位			
定める科目区分	授業科目	単位数	開設学科等	中学校	高等学校			
	〇物 理 学 A	2	全学教育科目)				
 物 理	物 理 学 B	2	"	 } 1 単位以上	 } 1 単位以上			
	物 理 学 C	2	"					
	基礎物理数学	2	"	J	J			
	〇化 学 A	2	全学教育科目					
化	, -	2	"	} 1 単位以上	} 1 単位以上			
	化 学 C	2	りた子口は気が坐が	J	J			
生 物 学	○ 分 子 生 物 学 生 態 学	2 2	地球惑星物質科学科	1 単位以上	1 単位以上			
	─────────────────────────────────────	2))			
	地球惑星物性学 I	2	少					
	鉱物物理学	2	"					
	地球環境史	2	"					
	鉱物結晶学	2	"					
	造山带地質学	2	"					
地	造岩鉱物学	2	"	1単位以上	1単位以上			
	相 平 衡 論	2	"					
	生命起源地球科学	2	"					
	初期地球環境変動論	2	"					
	初期太陽系進化	2	"					
	地球惑星熱力学	2	"					
	地球内部物理化学	2	"	J	J			
	○基礎物理学実験	1	地球惑星物質科学科	1単位以上				
物理学実験・	○基礎化学実験	1	"	} 1 単位以上				
化 学 実 験 · 生 物 学 実 験・	○基礎生物学実験	1	"	} 1 単位以上	1 単位以上 ※2			
地学寒縣		1	"					
*	地 子 夫 蹶	1	"					
	地球惑星物質科学実習I	1	"	} 1 単位以上				
	地球惑星物質科学実習Ⅱ	1	"					
	地球惑星物質科学実習Ⅲ	1	"	J	J			
Î	<u></u>	計 ———		20	20			

^{※1} 高等学校の免許状の場合は、免許法施行規則に定める科目区分上の表記は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」である。※2 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」のうち、○印が付されている授業科目(必修科目)を、1科目以上修得すればよい。

「理 科」(生物学科)

			教科に	関する専門	的事項	に関する科目		
免許法施行規則に			対	応す /	る開言	設 科 目	免許法で定め	る最低取得単位
定める科目区分		授 業	科目	単位数	開設学科等	中学校	高等学校	
物	理	学	物型物	 学 A 理 学 B 理 学 C 物理数学	2 2 2 2	全学教育科目 " " " "	1単位以上	1 単位以上
化		学	〇化	学 A	2	全学教育科目	】1 単位以上	} 1 単位以上
生	物	学	一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次	生態生生生生形直生遺進形遺と生え生生、生泡会直化進行生え物物、理理物態態学物伝化成伝物物物が態物、態物経学態化動物が製学学学学学学学学学学学学 II学I学『学学学学』論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	生物が、いいののののでは、	} 1 単位以上	1 単位以上

教科に関する専門的事項に関する科目									
免許法施行規則に	対応する	開	設科目	免許法で定める	免許法で定める最低取得単位				
定める科目区分	授業科目	単位数	開設学科等	中学校	高等学校				
	○ 地球システム科学	2	全学教育科目						
地 学	地球物質科学	2	"	 } 1 単位以上	 } 1 単位以上				
75	天 文 学	2	"						
	地球惑星物理学	2	"	J	J				
	○基礎物理学実験	1	生物学科	} 1 単位以上					
物 理 学 実 験 · 化 学 実 験 ·	○基礎化学実験	1	"	}1単位以上	1 124 (4-1VI I				
生物学実験·	○基礎生物学実験	1	"		1 単位以上 ※2				
地学実験	生態学実習	2	"	1単位以上					
*1	動物生態学実習	1	"						
	○基礎地学実験	1	"	}1単位以上					
合		計		20	20				

^{※1} 高等学校の免許状の場合は、免許法施行規則に定める科目区分上の表記は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

である。 ※2 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」のうち、〇印が付されている授業科目(必修科目)を、1科目以上修得すればよい。

「社 会」(地圏環境科学科)

教科に関する専門的事項に関する科目								
免許法施行規則に	対応する	開	設 科 目	免許法で定める	る最低取得単位			
定める科目区分	授業科目	単位数	開設学科等	中学校	高等学校			
	〇日本歴史地理I	2	地圏環境科学科)				
日本史・外国史	日本歴史地理Ⅱ	2	"	1単位以上				
	○世界地域形成史	2	"					
	○人間環境地理学	2	地圏環境科学科					
	地理情報解析学実習	2	"					
	地圏環境科学実習 I	2	"					
	地 形 学	2	"					
	地形学演習I	2	"					
	地形学演習 Ⅱ	2	"					
lil. TH MA	大気海洋学	2	"					
地 理 学 (地 誌 を 含 む。)	気 候 学	2	"	1単位以上				
	気 候 学 実 習	2	"					
	人文地理学実習I	2	"					
	人文地理学実習Ⅱ	2	"					
	地 図 学	2	"					
	世界地誌Ⅰ	2	"					
	世界地誌Ⅱ	2	"					
	地形測量学及び実習	2	"					
「法律学、政治学」	○法 学	2	全学教育科目	1単位以上				
伍 伴 子、 以 伯 子」	政 治 学	2	"	1 年世以上				
「社会学、経済学」	○経済地理学	2	地圏環境科学科	1単位以上				
TT 云 子、 柱 仴 子]	都市地理学	2	"					
	○哲 学	2	全学教育科目	1 光层闪点				
「哲学、倫理学、宗教学」	○倫 理 学	2	"	1単位以上 ※	_			
	○宗 教 学	2	"	J				
合		計		20	_			

[※] 哲学、倫理学及び宗教学のうち、いずれか1科目以上修得すればよい。

「地理歴史」(地圏環境科学科)

	教科に関する専門的事項に関する科目									
免許法施行規則に		対応する	免許法で定める	る最低取得単位						
定める科目区分		分	授業科目	単位数	開設学科等	中学校	高等学校			
H	本 史		〇 日本歴史地理 I	2	地圏環境科学科		1単位以上			
	4		日本歴史地理Ⅱ	2	"					
外	玉	史	歴 史 学	2	全学教育科目		1 単位以上			
<i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i> <i>/</i>			○世界地域形成史	2	地圏環境科学科					
			○人間環境地理学	2	地圏環境科学科					
			地理情報解析学実習	2	"					
			地圏環境科学実習 I	2	"					
			地 形 学	2	"					
			地形学演習I	2	"					
			地形学演習Ⅱ	2	"					
1 -4-1	心工田 224		大気海洋学	2	"					
人人工	也理学・ 自然地	理学	気 候 学	2	"	_	1 単位以上			
	H ///(**	·,	気 候 学 実 習	2	"					
			都市地理学	2	"					
			人文地理学実習 I	2	"					
			人文地理学実習Ⅱ	2	"					
			経済地理学	2	"					
			地 図 学	2	"					
			地形測量学及び実習	2	"		J			
地		誌	○世界地誌I	2	地圏環境科学科		1単位以上			
16		中心	世界地誌Ⅱ	2	"		1 年以从上			
		合		計			20			

(9) 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

(10) その他

他大学卒業者及び他学部出身者は、当該出身大学等において修得した単位が、取得しようとする当該免許状に該当する場合もあるので、学力に関する証明書を持参してください。また、現職教員又は教員の経験等がある場合には、修得する授業科目あるいは適用法令が異なってくることがありますので、教務係で確認してください。

3 専修免許状の取得について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので大学院教務係に相談してください。

(1) 取得できる免許状の種類及び教科

本研究科で取得できる免許状は次のとおりです。

(第1表)

免許状の種類専攻名	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	備考
数 学 専 攻	数 学	数 学	
物 理 学 専 攻 天 文 学 専 攻 地球物理学専攻 化 学 専 攻	理科	理科	
地 学 専 攻	社 会 理 科	地 理 歴 史 理 科	

(2) 基礎資格及び最低修得単位数

本研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。 (第2表)

免許状の種別	基礎資格	大学院において修得することを必要とする 最低修得単位数
		大学が独自に設定する科目
中学校教諭專修免許状高等学校教諭專修免許状	修士の学位を 有すること。	24

(3) 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

(第3表)

数学専攻 [中専免・高専免(数学)]

数子导攻 [中导元 i	司夺尤(奴子)		
科 目 名	単位数 備 考	科 目 名	単位数 備 考
代数学総論	2	関数解析学特論	2
幾 何 学 総 論	2	作用素環論特論	2
解析学総論	2	複素多様体論特論	2
多様体論総論	2	大域解析学特論	2
応 用 数 理 総 論	2	表 現 論 特 論	2
代 数 学 通 論	2	保型関数論特論	2
幾 何 学 通 論	2	代数解析学特論	2
解析学通論	2	数理物理学特論	2
多様体論通論	2	常微分方程式論特論	2
応用数理通論	2	偏微分方程式論特論	2
代 数 学 特 論 A	2	力学系理論特論	2
代数学特論B	2	非線形解析学特論	2
代数学特論C	2	数值解析学特論	2
代数学特論D	2	確率過程論特論	2
幾 何 学 特 論 A	2	数学基礎論特論	2
幾 何 学 特 論 B	2	計算理論特論	2
幾 何 学 特 論 C	2	数理論理学特論	2
幾 何 学 特 論 D	2	数学総合講義A	2
解析学特論A	2	数学総合講義B	2
解析学特論B	2	数学総合講義C	2
解析学特論C	2	数学総合講義D	2
解析学特論D	2	数学総合講義E	2
多様体論特論A	2	数学総合講義F	2
多様体論特論B	2	数学総合講義G	2
多様体論特論C	2	数学総合講義H	2
多様体論特論D	2	数学総合講義I	2
応用数理特論A	2	数学総合講義」	2
応用数理特論B	2	数学総合講義K	2
応用数理特論C	2	現代数学特論A	1
応用数理特論D	2	現代数学特論B	1
代数幾何学特論	2	現代数学特論C	1
数論特論	2	現代数学特論D	1
数論的幾何学特論	2	現代数学特論E	1
微分幾何学特論	2	現代数学特論F	1
位相幾何学特論	2	現代数学特論G	1
微分位相幾何学特論	2	現代数学特論H	1
複素解析学特論	2	セミナー I	4
実解析学特論	2	セミナーⅡ	4
調和解析学特論	2		•
M4 4H 11 11 11 11 HH			

物理学専攻 [中専免・高専免(理科)]

科 目 名	単位数	備考	科 目 名	単位数	備考
場の量子論基礎	2		生体物性学特論	2	
場の量子論特論	2		ソフトマター物理学特論	2	
素粒子論特論	2		ビーム物理学特論	2	
原子核理論特論	2		電子線核物理学特論	2	
数理量子物理学特論	2		クォーク核物理学特論	2	
宇宙基礎物理学特論	2		非加速器物理学特論	2	
素粒子物理学基礎	2		結晶物理学特論	2	
原子核物理学特論	2		表面物理学特論	2	
高エネルギー物理学特論	2		金属物理学特論	2	
原子核物理学基礎	2		磁気物理学特論	2	
電子物性学特論	2		金属電子物理学特論	2	
凝縮系物理学特論	2		分光物理学特論	2	
固体物理学特論	2		回折・分光学特論	2	
物質物理学基礎	2		核放射線物理学特論	2	
固体分光学基礎	2		固体相関物理学特論	2	
光物性学特論I	2		加速器科学特論	1	
光物性学特論Ⅱ	2		強相関電子物理学特論	1	
固体電子論特論	2		量子機能計測特論	1	
統計物理学特論	2		セミナーI	3	
固体統計基礎	2		セミナーⅡ	3	

天文学専攻 [中専免・高専免 (理科)]

科目名	単位数	備考	科目名	単位数 備 考
恒星物理学特論I	2		電波天文学特論I	2
恒星物理学特論Ⅱ	2		電波天文学特論Ⅱ	2
恒星物理学特論Ⅲ	2		電波天文学特論Ⅲ	2
星間物理学特論I	2		電波天文学特論Ⅳ	2
星間物理学特論Ⅱ	2		天体計測学特論I	2
星間物理学特論Ⅲ	2		天体計測学特論Ⅱ	2
銀河物理学特論Ⅰ	2		天体計測学特論Ⅲ	2
銀河物理学特論Ⅱ	2		相対論的天体物理学特論I	2
銀河物理学特論Ⅲ	2		相対論的天体物理学特論Ⅱ	2
理論天体物理学特論I	2		相対論的天体物理学特論Ⅲ	2
理論天体物理学特論Ⅱ	2		セミナー	8
理論天体物理学特論Ⅲ	2			
理論天体物理学特論Ⅳ	2			

地球物理学専攻 [中専免・高専免(理科)]

科 目 名	単位数	備考	科 目 名	単位数	備考
地震学特論I	2		宇宙空間計測学特論Ⅱ	2	
地震学特論Ⅱ	2		大気物理学特論	2	
震源物理学特論	2		気 象 学 特 論	2	
地殼物理学特論I	2		大気力学特論	2	
地殼物理学特論Ⅱ	2		海洋物理学特論I	2	
地震火山計測学特論	2		海洋物理学特論Ⅱ	2	
火山物理学特論	2		大気海洋相互作用特論	2	
固体地球物理学特論 I	2		大気放射学特論	2	
固体地球物理学特論Ⅱ	2		気候物理学特論	2	
太陽系物理学特論	2		衛星海洋学特論	2	
宇宙空間プラズマ物理学特論Ⅰ	2		海洋環境科学特論	2	
宇宙空間プラズマ物理学特論Ⅱ	2		大 気 科 学	2	
惑星大気物理学特論	2		先端海洋物理学	2	
電磁圈物理学特論	2		地球物理学セミナーI	2	
超高層大気物理学特論	2		地球物理学セミナーⅡ	2	
惑星電波物理学特論	2		地球物理学セミナーⅢ	2	
宇宙空間計測学特論I	2		地球物理学セミナーⅣ	2	

化学専攻 [中専免・高専免(理科)]

科 目 名	単位数	備	考	科 目	名	単位数	備	考
無機・分析化学特論 I A	1			境界領域化学特	芽論ⅢB	1		
無機·分析化学特論 I B	1			境界領域化学特	芽論ⅣA	1		
無機・分析化学特論 II A	1			先端理化学特	論IA	1		
無機・分析化学特論 Ⅱ B	1			先端理化学特	論IB	1		
無機・分析化学特論Ⅲ A	1			先端理化学特	論ⅡA	1		
無機・分析化学特論Ⅲ B	1			先端理化学特	論Ⅲ A	1		
無機・分析化学特論IV A	1			先端理化学特	論Ⅲ B	1		
有機化学特論IA	1			化学反応解析集	芽論ⅠA	1		
有機化学特論IB	1			化学反応解析集	芽論ⅠB	1		
有機化学特論ⅡA	1			化学反応解析集	芽論ⅡA	1		
有機化学特論ⅡB	1			化学反応解析集	芽論Ⅲ A	1		
有機化学特論ⅢA	1			化学反応解析集	芽論ⅣA	1		
有機化学特論ⅢB	1			化学反応解析集	靠論ⅣB	1		
有機化学特論IVA	1			化学反応解析集	非論VA	1		
有機化学特論IVB	1			化学反応解析特	持論 V B	1		
境界領域化学特論ⅡB	1			固体化学特	論 I A	1		
境界領域化学特論ⅢA	1			固体化学特	論 Ⅱ A	1		

科 目 名	単位数	備考	科 目 名	単位数 備 考
有機化学特論VA	1		固体化学特論ⅢA	1
物理化学特論IA	1		固体化学特論ⅢB	1
物理化学特論IB	1		生体機能化学特論IA	1
物理化学特論ⅡA	1		生体機能化学特論 Ⅱ A	1
物理化学特論ⅡB	1		生体機能化学特論ⅢA	1
物理化学特論ⅢA	1		生体機能化学特論 N A	1
物理化学特論ⅢB	1		分離化学特論IA	1
物理化学特論IVA	1		分離化学特論IB	1
物理化学特論ⅣB	1		重元素化学特論 I A	1
物理化学特論VA	1		重元素化学特論 I B	1
物理化学特論VB	1		セミナーI	1
境界領域化学特論IA	1		セミナーⅡ	1
境界領域化学特論IB	1		セミナー II	2
境界領域化学特論ⅡA	1		セミナーⅣ	2

地学専攻 [中専免・高専免 (理科)]

科 目 名	単位数	備考	科 目 名	単位数	備考
地殼力学特論I	2		岩石学·固体地球化学特論 I	2	
地殼力学特論Ⅱ	2		岩石学・固体地球化学特論Ⅱ	2	
地圈環境学特論	2		生命起源地球科学特論I	2	
地球環境変遷学特論	2		太陽系始原物質科学特論I	2	
サンゴ礁学特論	2		地球内部物理化学特論 I	2	
古海洋学特論	2		地球内部物理化学特論Ⅱ	2	
群集進化学特論	2		地球物質移動学特論 I	2	
鉱物成因論特論I	2		セミナー	8	

地学専攻 [中専免(社会)・高専免(地歴)]

科 目 名	単位数 備 考	科 目 名	単位数 備 考
環境動態論特論Ⅱ	2	人文地理学特論Ⅱ	2
環境動態論特論Ⅲ	2	地域形成論特論	2
地形学特論I	2	地域環境論特論	2
地 形 学 特 論 Ⅱ	2	環境地理学I	2
気候学特論 [2	環境地理学Ⅱ	2
気候学特論Ⅱ	2	セミナー	8
人文地理学特論I	2		

(4) 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月末頃に掲示等でお知らせします。

(2) アドバイザリーボードについて

- 1. 理学研究科では、すべての大学院生に、主任指導教員のほかにアドバイザリーボードを設置しています。
- 2. アドバイザリーボードは.
 - ① 個々の大学院生に対して幅広い見地から研究指導を行います。
 - ② 大学院生の生活面等における相談にも応じアドバイスします。
- 3. 詳細は、各専攻により異なりますので、所属する専攻の事務室に確認してください。

教育職員免許状の取得について

1. 教員職員免許状について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を 修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

2. 教育職員免許状の種類

教育職員免許法に定める免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があります。

普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、 それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状)に区分されています。また、中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、教科毎に授与するものとされています。 本学では、中学校一種免許状、中学校専修免許状、高等学校一種免許状、高等学校専修免許状を取得することができます。

3. 免許状の取得方法

普通免許状は、教育職員免許法に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において規定の単位を修得した者が都道府県の教育委員会へ申請することによって授与されます。

基礎資格とは、一種免許状においては、学士の学位を有することであり、専修免許状においては、修士の学位を有することです。

なお、中学校教諭の普通免許状を取得する場合は、授与要件として社会福祉施設及び特別支援学校での「介護等の体験」 が必要となります。

4. 取得できる免許状の種類及び教科

本学部・研究科で取得できる免許状は次のとおりです。これ以外の免許状については、他学部・他研究科開講の授業科目を履修することで取得することができますので、当該学部・研究科の学生便覧をご覧の上、教務係で相談してください。

学 部

中学校教諭一種免許状 (理科)

高等学校教諭一種免許状 (理科)

研究科

中学校教諭専修免許状 (理科)

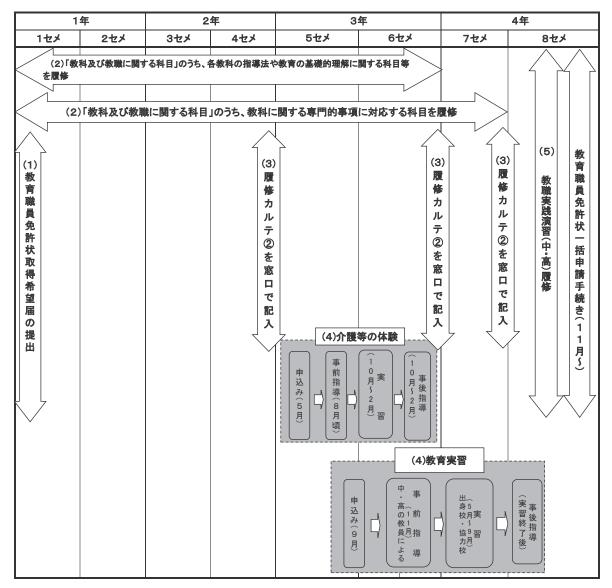
高等学校教諭専修免許状(理科)

5. 基礎資格及び最低修得単位数

本学部・研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。下記単位のほか、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位の修得が必要です。詳しくは「9.教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を確認してください。

左. 新山上 介证书写 (***********************************	*************************************	必要とする最	修得することを 近低修得単位数 既に関する科目)	大学院において修得 することを必要とす る最低修得単位数	∆ ≑I.
免許状の種類(教科)	基礎資格	各教科の指導法、教 育の基礎的理解に	教科に関する専門的	大学が独自に	合計
		関する科目等	事項に対応する科目	設定する科目	
中学校教諭一種免許状(理科)	学 士	3 6	2 3		5 9
ッ 専修免許状 (理科)	修士	3 6	2 3	2 4	8 3
高等学校教諭一種免許状 (理科)	学 士	2 8	3 1		5 9
ッ 専修免許状 (理科)	修士	28	3 1	2 4	83

6. 一種免許状取得までのプロセス



(1)教育職員免許状取得希望届の提出

・ 免許状の取得を希望する学生は、第1セメスタの授業履修前までに教務係に、「教育職員免許状取得希望届」を提出し、学校種及び教科を届け出てください。希望届を提出した学生について「履修カルテ」の作成を行います。 「履修カルテ」が作成されていない学生は、「教職実践演習(中・高)」を履修することはできません。

(2)「教科及び教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修

免許状毎に定められている「教科及び教職に関する科目」を履修してください。ただし、「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」には、履修資格が定められており、少なくとも3年次修了までには「教科に関する専門的事項」、「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」を除く全ての「教科及び教職に関する科目」を修得しておく必要があります。また、卒業に必要な単位に含まれない科目もありますので、1年次より計画的な履修を心がけてください。なお、「教科及び教職に関する科目」以外に、「教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目」も履修する必要があります。

(3) 履修カルテ②く自己評価シート>の記入について

教職実践演習(中・高)の履修及び教職指導の際に必要となりますので、2年次・3年次の各年度末及び教職実践演習履修の直前に、 教務係の窓口で「履修カルテ②<自己評価シート>」を受領し、自分で評価を記入し返却してください。記入を怠った場合は、教育職員 免許状の取得を放棄したものとして取り扱うことがあります。

- (4)「教育実習」及び「介護等体験」について
- ・教育実習は、仙台市内及び近辺の協力校又は本人の出身校等において行います。
- ・教育実習の参加資格は4年次の学部学生及び大学院学生で、原則として「教科及び教職に関する科目」のうち第二欄、第三欄、及び第四欄に掲げる科目の単位を修得した者。また、科目等履修生については、本学出身者で、実習校等の内諾を得ている者に限ります。
- ・中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校において、中学校教諭の免許状は3週間、高等学校教諭の免許状は2週間の教育実習を行わなければなりません。また、中学校教諭及び高等学校教諭の両方の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校で3週間の教育実習を行ってください。なお、中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験を行う者は、必ず事前指導を受講しなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験の時期,又は学生の実習校(施設等)の配属については,掲示等でお知らせします。
- (5)「教職実践演習(中・高)」について

平成20年度の教育職員免許法施行規則の改正により、平成22年度以降の新入生の「教職に関する科目」(平成31年度からは「教科及び教職に関する科目」)として、「教職実践演習(中・高)」が新設されました。本科目は、免許状の取得を希望する者の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために4年次後期に集中講義で開設されるものです。このため、「教職実践演習(中・高)」の履修前(7セメスタ)までに、「教育実習」を終了し、「教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者にのみ履修が認められます。ただし、「教科に関する専門的事項」については、卒業までに不足単位の修得が可能であると確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。教員免許法施行規則第4条及び第5条第二欄~第四欄の「教科及び教職に関する科目」(「教科に関する専門的事項」を除く)については、4年次前期中に不足単位の履修登録が確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

7. 教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項)

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する専門的事項に 対応する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

下記の科目表の中から「5. 基礎資格及び最低修得単位数」の必要単位を修得すること。ただし、表中「教科に関する専門的事項に対応する科目」区分ごとに必ず1単位以上は履修すること。 (実験科目については<実験科目の履修について>を参照)

「教科に関する専門的事項に対応する科目」区分ごとの授業科目の後に◎のある授業科目を 一科目以上履修すること。

<実験科目の履修について>

- ・中学校一種免許取得希望者は、※印のある授業科目は必修である。
- ・高等学校一種免許取得希望者は、「教科に関する科目」の中の実験科目の4つの区分より1単位以上履修すること。

教科に関する専 門的事項に対応 する科目		単 位	開設区分	教科に関する専 門的事項に対応 する科目	授業科目	単位	開設区分
物理学	物理学概論 I	2	全学教育		薬理学1 ◎	2	専門教育
物性子	物理学概論Ⅱ	2	"		薬理学2 ◎	2	"
	有機化学1 ◎	2	専門教育		薬理学3	2	"
	有機化学2 ◎	2	"		薬理学4	1	"
	有機化学3	2	"		環境衛生学 ◎	2	"
	有機化学4	2	"		生化学1 ◎	2	"
	創薬化学	2	"		生化学2 ◎	2	"
	有機合成化学	2	"	生 物 学	生化学3	2	"
	先端有機化学1	2	"		生化学4	2	"
	医薬品化学1 ◎	1	"	村村	機能形態学1 ◎	2	"
	先端有機化学2 ◎	2	"		機能形態学2 ◎	2	"
	分析化学1 ◎	2	"		免疫学	2	"
化 学	分析化学2 ◎	2	11		衛生化学1	2	"
	分析化学3	2	11		薬剤学1 ◎	2	"
	物理化学1 ◎	2	11		薬剤学2 ◎	2	"
	物理化学2 ◎	2	IJ		地球システム科学	2	全学教育
	物理化学3	2	11	地学	地球物質科学	2	"
	構造化学	2	11	物理学実験			
	薬品構造解析学	2	11	(コンピュータ	構造薬学実習※	2	専門教育
	天然物化学	2	11	活用を含む)			
	放射化学	2	"	化学実験			
	生薬天然物化学1 ◎	2	11	(コンピュータ	創薬化学実習1% 創薬化学実習2%	2	専門教育
	生薬天然物化学2 ◎	2	"	活用を含む)		1	
				生物学実験			
				(コンピュータ 活用を含む)	生命薬学実習※	3	専門教育
				地学実験			専門教育
				(コンピュータ 活用を含む)	基礎地学実験※	1	(理学部)

8. 教科及び教職に関する科目(各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等) 本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目(各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等)の単位及び履修方法は次のとおりです。

	施行規則において	て規定されている科目の内容	本学にお	いて開記	講する授	業科目と単	位
る教科	則第4条及び第5条に定め 及び教職に関する科目 に関する専門的事項」を除	左項の各科目に含めることが必要な事 項	授業科目	最低修得 単位数		開設部局等	備考
() 第 教	科及び教科の指導法関する科目	-74		必修	選択		
		各教科の指導法(情報通信技術の活用 を含む。)	国国社社地地公数数理理情農農英語語会会理理民学学科教教科科教教教教史史教教教育育教科科科科科科育育育法法育育育育科科育育育技法注ⅡⅡⅡ 法法 ⅡⅢ Ⅱ	中 8 4		各学部	該当教科の指導 法について必修 他教科の指導自 は「大学が独自」 に設定する科目」 に充当できない
	育の基礎的理解に関 る科目	教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想	教育原理 教育学概論	2	2	全学教育 教育学部	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2		全学教育	
		教育に関する社会的、制度的又 は経営的事項(学校と地域との連携及 び学校安全への対応を含む。)	教育の制度と経営 教育制度論	2	2	全学教育 教育学部	
		幼児, 児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程	教育心理学 I 学習·発達論	2	2	全学教育 教育学部	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の支援を必要とす る生徒に対する理解	1		全学教育	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2		全学教育	
4 脚 徒	徳、総合的な学習の 間等の指導法及び生 指導、教育相談等に する科目	道徳の理論及び指導法	教育課程総論 道徳の理論及び指導法A 道徳の理論及び指導法B	2 2	2	教育学部 教育学部	中免のみ いずれか2単位 選択必修
		総合的な学習の時間の指導法(中学校) 総合的な探究の時間の指導法(高等学	総合的な学習の時間及 び特別活動の指導法	2		全学教育	
		校) 特別活動の指導法	教育実践論講義 I		2	教育学部	
		教育の方法及び技術	教育の方法と技術	1		全学教育	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		4	2	教育学部	
		び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び	教育とICT活用 教育相談・生徒指導 I (進路 指導を含む) 教育相談・生徒指導 I (進路 指導を含む) 教育相談(教育・学校心理	2 2	2	全学教育 全学教育 全学教育 全学教育 教育学部	
第		方法	学)				中免のみ
5 欄	(育実践に関する科目	教育実習	教育実習(中)	5		教育学部	事前事後指導1 単位含む 高免のみ
		お , 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	教育実習(高)	3		教育学部	事前事後指導1 単位含む
- 1		教職実践演習	教職実践演習(中·高)	2		全学教育	上記科目及び7. の「教科に関する 専門的事項」として
第 6 欄 大	学が独自に設定する科	IB					開設する科目の必 要単位数より多く 修得した単位数を 充当する

- 備考
 1 開設科目の名称は、変更されることがある。
 2 教職実践演習(中・高)以外の全学教育において開設する科目は、1.2年次在籍中に履修することが望ましい。
 3 各学部及び教育学部において開設する科目は、開設学部以外の学生も履修することができる。
 4 「教育実習」は、関係各学部の協力により、教育学部において実施する。
 5 「教職実践演習」は、関係各学部・研究科の協力により、全学教育において実施する。
 6 「教育実習」及び「教職実践演習」は、原則として第2欄、第4欄に掲げる科目を修得した者にのみ履修を認める。
 7 本学の課程認定においては、「道徳の理論及び指導法」は中学校の免許状取得のみに必要な単位であり、高等学校の免許状取得の際にはその単位は「大学が独自に設定する科目」にも含めることができないため、注意すること。

9. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法別表第一備考第四号に規定する教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

免許法施行規則に	本学で開設する授業科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		立数	5555 W 4545	5 15.1.1	備考	
定める科目区分			選択	開設学部等	履修方法		
日本国憲法	日本国憲法	2		全学教育			
	スポーツA		1	全学教育	2 単位以		
体育	スポーツB		1	全学教育	上選択必		
	体と健康		2	全学教育	修		
	英語 I -A		1	全学教育			
	英語Ⅱ-A		1	全学教育			
	英語 I -B		1	全学教育			
	英語Ⅱ-B		1	全学教育			
	英語皿		1	全学教育			
	基礎ドイツ語 I		2	全学教育		英語 I - A ~ 英語 II - Bは、卒 語 II - Bは、卒 業に必要な必 修科目	
	基礎ドイツ語Ⅱ		2	全学教育			
	基礎フランス語 I		2	全学教育	2 単位以		
外国語コミュニケーション	基礎フランス語Ⅱ		2	全学教育	上選択必		
	基礎ロシア語 I		2	全学教育	修		
	基礎ロシア語Ⅱ		2	全学教育			
	基礎スペイン語 I		2	全学教育			
	基礎スペイン語 Ⅱ		2	全学教育			
	基礎中国語I		2	全学教育			
	基礎中国語Ⅱ		2	全学教育			
	基礎朝鮮語I		2	全学教育			
	基礎朝鮮語Ⅱ		2	全学教育			
	情報とデータの基礎		2	全学教育			
	人文情報処理		2	文 学 部			
数理、データ活用 及び人工知能に関	情報理学入門		2	理学部	2単位以		
する科目又は情報	情報理学Ⅰ		2	理学部	上選択必		
機器の操作 	情報理学Ⅱ		2	理学部	修		
	計算機数学A		2	理学部			
	計算機数学B		2	理学部			

10. 専修免許状の取得について

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を 修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正 等に伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので、教務係に相談してください。

11. 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。 以下の科目から合計24単位以上履修すること。

分子薬科学専攻		生命薬科学専攻			
授業科目名	単位	授業科目名	単位		
分子薬科学特論 I	4	生命薬科学特論 I	4		
分子薬科学特論Ⅱ	4	生命薬科学特論Ⅱ	4		
有機化学特論	2	有機化学特論	2		
医療薬学特論	3	医療薬学特論	3		
応用医療薬学特論	3	応用医療薬学特論	3		
応用生化学特論 I	3	応用生化学特論 I	3		
応用生化学特論Ⅱ	3	応用生化学特論Ⅱ	3		
分子解析学特論	3	分子解析学特論	3		
薬効学特論	3	薬効学特論	3		
生物化学特論	3	生物化学特論	3		
医薬品化学特論	2	医薬品化学特論	2		
免疫科学特論	3	免疫科学特論	3		
分子薬科学セミナーI	3	生命薬科学セミナーI	3		
分子薬科学セミナーⅡ	3	生命薬科学セミナーⅡ	3		

12. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

13. その他

他大学卒業者及び他学部出身者は、当該出身大学等において修得した単位が、取得しようとする当該免許状に該当する場合もあるので、学力に関する証明書を持参してください。また、現職教員又は教員の経験等がある場合には、修得する授業科目あるいは適用法令が異なってくることがありますので、教務係で確認してください。

工学部・工学研究科

9. 教職免許 • 各種資格

- (1) 教育職員免許状の取得について
 - ①教員職員免許状について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

②教育職員免許状の種類

教育職員免許法に定める免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があります。

普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び 栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状 にあっては、専修免許状及び一種免許状)に区分されています。また、中学校及び高等学校の教員の 普通免許状及び臨時免許状は、教科毎に授与するものとされています。

本学では、 中学校一種免許状、中学校専修免許状、高等学校一種免許状、高等学校専修免許状を 取得することができます。

③免許状の取得方法

普通免許状は、教育職員免許法に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において規定の単位を修得した者が都道府県の教育委員会へ申請することによって授与されます。

基礎資格とは、一種免許状においては、学士の学位を有することであり、専修免許状においては、 修士の学位を有することです。

なお,中学校教諭の普通免許状を取得する場合は,授与要件として社会福祉施設及び特別支援学校での「介護等の体験」が必要となります。

④取得できる免許状の種類及び教科

本学部で取得できる免許状は下表のとおりです。修業年限である4年間に、各学科の卒業要件とあわせて、教職免許状に係る必要科目をすべて修得するには、努力が必要です。一学年次より、履修計画をしっかり立てて臨んでください。

これ以外の免許状については、他学部・他研究科開講の授業科目を履修することで取得することができますので、当該学部・研究科の学生便覧をご覧のうえ、学部教務係で相談してください。

各学科で取得することができる免許状の種類

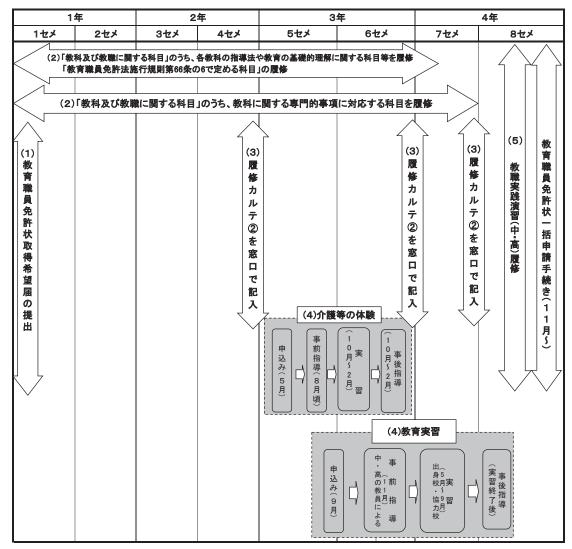
学科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
機械知能・航空工学科	数学, 理科	数学, 理科
電気情報物理工学科	数学, 理科	数学, 理科, 情報
化学・バイオ工学科	理科	理科
材料科学総合学科	理科	理科
建築・社会環境工学科	理科	理科

⑤基礎資格及び最低修得単位数

本学部で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は下記のとおりです。下記単位のほか、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位の修得が必要です。詳しくは「⑨. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を確認してください。

	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低取得単				
免許状の種類	治許状の種類 教科及び教 に関する科		合計			
中学校教諭一種免許状	学士の学位を	6 0	6 0			
高等学校教諭一種免許状	有すること	6 0	6 0			

⑥一種免許状取得までのプロセスは下表のとおりです。



(1)教育職員免許状取得希望届の提出

免許状の取得を希望する学生は、第1セメスタの授業履修前までに教務係に、「教育職員免許状取得希望届」を提出し、学校種及び教科を届け出てください。希望届を提出した学生について「履修カルテ」の作成を行います。「履修カルテ」が作成されていない学生は、「教職実践演習(中・高)」を履修することはできません。

(2)「教科及び教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修

(3)履修カルテ②<自己評価シート>の記入について

教職実践演習(中・高)の履修及び教職指導の際に必要となりますので、2年次・3年次の各年度末及び教職実践演習履修の直前に、教務係の窓口で「履修カルテ②<自己評価シート>」を受領し、自分で評価を記入し返却してください。記入を怠った場合は、教育職員免許状の取得を放棄したものとして取り扱うことがあります。

(4)「教育実習」及び「介護等体験」について

- ・教育実習は、仙台市内及び近辺の協力校又は本人の出身校等において行います。
- ・教育実習の参加資格は4年次の学部学生及び大学院学生で,原則として「教科及び教職に関する科目」のうち第二欄,第三欄,及び第四欄に掲げる科目の単位を修得した者。また,科目等履修生については,本学出身者で,実習校等の内諾を得ている者に限ります。

・中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校において、中学校教諭の免許状は3週間、高等学校教諭の免許状は2週間の教育実習を行わなければなりません。また、中学校教諭及び高等学校教諭の両方の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校で3週間の教育実習を行ってください。なお、中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。

- ・教育実習及び介護等の体験を行う者は、必ず事前指導を受講しなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験の時期、又は学生の実習校(施設等)の配属については、掲示等でお知らせします。

(5)「教職実践演習(中・高)」について

平成20年度の教育職員免許法施行規則の改正により、平成22年度以降の新入生の「教職に関する科目」(平成31年度からは「教科及び教職に関する科目」)として、「教職実践演習(中・高)」が新設されました。本科目は、免許状の取得を希望する者の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために4年次後期に集中講義で開設されるものです。このため、「教職実践演習(中・高)」の履修前(7セメスタ)までに、「教育実習」を終了し、「教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者にのみ履修が認められます。ただし、「教科に関する専門的事項」については、卒業でに不足単位の修得が可能であると確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。教員免許法施行規則第4条及び第5条第二欄~第四欄の「教科及び教職に関する科目」(「教科に関する専門的事項」を除く)については、4年次前期中に不足単位の履修登録が確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

⑦教科及び教職に関する科目

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

	施行規則にお	本学	におい	て開講	する授業科	目と単位	
条に職に	関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位	修得 位数 選択	開設部局等	備考
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		中 20 高 20			次項⑧参照
12.0		各教科の指導法(情報機器及び教材の 活用を含む。)	数学科教育法 I 数学科教育法 I 理科教育法 I 理科教育法 I 情報科教育法	中 8 高 4		各学部	該当教科の指導法について必修 修 他教科の指導法は「大学が独 自に設定する科目」に充当で きない
第 3 欄	教育の基礎的理解 に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び 思想	教育原理	2		全学教育	
棟			教育学概論		2	教育学部	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)	教職論	2		全学教育	
		教育に関する社会的、制度的又 は経営的事項(学校と地域との連携及び	教育の制度と経営	2		全学教育	
		学校安全への対応を含む。)	教育制度論		2	教育学部	
		幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程	教育心理学 I	2		全学教育	
		ナ自の処性	学習・発達論		2	教育学部	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び 生徒に対する理解	特別の支援を必要とする 生徒に対する理解	1		全学教育	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ	教育課程論	2		全学教育	
	NA CEL COLONIA DE LA COLONIA D	ラム・マネジメントを含む。) 	教育課程総論		2	教育学部	
第 4 欄	道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法A 道徳の理論及び指導法B	2 2		教育学部	中免のみ いずれか2単位選択必修
	教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法(中学校) 総合的な探求の時間の指導法(高等学校)	総合的な学習の時間及び 特別活動の指導法	2		全学教育	
		特別活動の指導法	教育実践論講義 I		2	教育学部	
		教育の方法及び技術	教育の方法と技術	1		全学教育	
		 情報通信技術を活用した教育の理論及び	教育方法・技術論(ICT活 用含む)		2	教育学部	
		方法	教育とICT活用	1		全学教育	
		生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的	教育相談・生徒指導 I (進 路指導を含む)	2		全学教育	
		な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談・生徒指導 Ⅱ (進 路指導を含む)	2		全学教育	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方 法	教育相談(教育·学校心理 学)		2	教育学部	
第 5 欄	教育実践に関する 科目	教育実習	教育実習(中)	5		教育学部	中免のみ 事前事後指導1単位含む
			教育実習(高)	3		教育学部	高免のみ 事前事後指導1単位含む
-		教職実践演習	教職実践演習(中•高)	2		全学教育	
第 6 欄	大学が独自に設定 する科目			中 4 高 12			上記科目及び®の「教科に関する専門的事項」として開設する科目の必要単位数より多く修得した単位数を充当する
合計	+		슴計	中 60 高 60			

備考

- . . 1 開設科目の名称は、変更されることがある。
- 2 教職実践演習(中・高)以外の全学教育において開設する科目は、1,2年次在籍中に履修することが望ましい。
- 3 各学部及び教育学部において開設する科目は、開設学部以外の学生も履修することができる。
- 4 「教育実習」は、関係各学部の協力により、教育学部において実施する。
- 5 「教職実践演習」は、関係各学部・研究科の協力により、全学教育において実施する。
- 6 「教育実習」及び「教職実践演習」は、原則として第2欄、第3欄、第4欄に掲げる科目を修得した者にのみ履修を認める。
- 7 本学の課程認定においては、「道徳の理論及び指導法」は中学校の免許状取得のみに必要な単位であり、高等学校の免許状取得の際にはその単位は「大学が独自に設定する科目」にも含めることができないため、注意すること。

⑧教科及び教職に関する科目 (教科に関する専門的事項)

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する専門的事項に 対応する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

○ 理 科 <取得できる学科:工学部全学科>

4 計計 1 の利日	対応する開設	科目	科 目		最低修得単位数	
免許法上の科目	授業科目	単位	開設区分等	中学校	高等学校	
物理学	◎工業物理学概論 その他各学科開設の専門教育科目 (別表1)	2	工学部工学部	1	1	
化 学	◎工学化学概論(化学・バイオ工学科以外)その他各学科開設の専門教育科目(別表 1)	2	工学部	1	1	
生物学	◎生物工学概論 その他各学科開設の専門教育科目 (別表1)	2	工学部工学部	1	1	
地 学	地球システム科学 ②地球物質科学 天文学 地球惑星物理学 その他各学科開設の専門教育科目 (別表1)	2 2 2 2	全学教育科目 " " " " " 工学部	1	1	
物理学実験	基礎物理学実験 その他各学科開設の専門教育科目 (別表1)	1	理学部 工学部	1		
化学実験	工業化学実験(化学・バイオ工学科以外) 化学・バイオ工学実験A(化学・バイオ工学科)	1 1	工学部	1	1	
生物学実験	基礎生物学実験	1	理学部	1	1	
地学実験	基礎地学実験	1	理学部	1		
	合計			20	20	

- 注 (1) 各免許法上の科目それぞれ1単位以上計20単位を修得すること。
 - (2) ◎は必修科目である。
 - (3) その他各学科で開設する専門教育科目の単位修得については、別表1を参照すること。
 - (4) 「工業物理学概論」履修の際、全学教育科目「物理学A」、「B」及び「C」を事前に修得していることが望ましい。
 - (5) 「生物工学概論」履修の際,全学教育科目の「生命科学A」を事前に修得していることが望ましい。
 - (6) 「工業化学実験」履修の際、化学・バイオ工学科の専門科目の「基礎物理化学」及び「基礎無機化学」を事 前に修得していること。

また、選択する実験課題によっては、全学教育科目の「化学C」を事前に修得している必要がある。 詳細については、学生便覧の授業要旨に記載してあるので、履修希望者は必ず内容を確認しておくこと。 なお、「工業化学実験」の履修希望者は4セメスタ末に、所属する学科の教務委員に申し出ること。

- (7) 「材料科学総合学実験」については、1単位のみを「物理学実験」の単位として認定する。
- (8) 「化学・バイオ工学実験A」については、1単位のみを「化学実験」の単位として認定する。

別表 1 学科別授業科目及び単位数

5IJ:	表 1			字科別授業科目及び単位数		<u></u>			
	免許	法上	の科目	機械・知能航空工学科		電気情	青報物	理工学科	
				◎力学	2	電磁気学基礎論	2	量子力学演習	1
				◎流体力学 I		电磁丸子基礎調 電磁気学 I	2	重于刀子側音 熱学・統計力学A	2
					2				
				材料力学 I	2	電気回路学 I	2	電磁気学Ⅱ	2
				電磁気学	2	電気回路学Ⅱ	2	熱学・統計力学B	2
				電磁気学A	2	解析力学	2	統計力学演習	1
				電磁気学B	2	量子力学A	2	物性物理学演習 I	1
				量子力学	2	電子回路I	2	物性物理原論B	2
				量子力学A	2	量子力学B	2	物性物理学演習Ⅱ	1
				熱力学 I	2	電磁エネルギー変換A	2	物性物理原論C	2
				熱力学A	2	電子物性A	2	応用物理計測学	2
						電子物性B	2	物性材料学	2
						電磁エネルギー変換B	2	124 124 1 1 1 3	
	物	理	学	11.34 3 3 1.7344			2	7± M 시 시 씨 (호구) 쓰이	
			•	化学・バイオ工学科		材料科学総合学科		建築・社会環境工学科	•
				応用物理化学	2	◎電磁気学	2	空間創造の力学	3
				応用量子化学	2	表面・界面の物理学	2	◎弾性体力学	2
				78710 == 1 18 1		◎量子力学入門	2	◎水理学A及び同演習	3
						物性学基礎	1	振動解析学	2
						結晶回折学	2	構造動力学	2
						固体物性論	2	建築構造の力学	3
						伝熱・流体の力学	2		
						材料学概論	1		
						材料組織学	2		
						材料強度学	2		
							_		
						材料統計力学	2		
				機械・知能航空工学科		電気情	青報物	理工学科	
				◎反応速度論	2	結晶解析学	2	_	
				熱力学Ⅱ	2	714 HE/3T VI 3			

				熱力学B	2				
				◎界面物理化学	2				
				放射化学	2				
				エネルギー材料科学	2				
				化学・バイオ工学科		材料科学総合学科		建築・社会環境工学科	
									_
	//.		عدد	◎基礎無機化学	2	◎材料物理化学 I	2	水質工学	2
	化		学	◎基礎有機化学	2	◎電気化学	2	水道工学	2
				◎基礎物理化学	2	鉄鋼製錬学	2	環境保全工学	2
				反応有機化学	2	材料分析科学	2	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
				化学工学基礎	2	材料物理化学Ⅱ	2		
				移動現象論					
				15 -5 - 5 - 4 - 1104	2	材料反応速度論	2		
				プロセス工学基礎	2	移動現象論	2		
				界面電気化学	2				
				固体化学	2				
				高分子化学	2				
				プロセス制御	2				
				機械・知能航空工学科		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	与 +□ +/-		
				◎環境システム学Ⅱ	2	生命システム情報学	2	生物物理学	2
				医療機器入門	2				
	и.	d.C.	بعدر	化学・バイオ工学科		材料科学総合学科		建築・社会環境工学科	
	生	杒	子		0	◎高分子・生体物質の物理化学	0		
				◎基礎生物化学	2	0.1001 - 1.101	2	基礎生態工学	2
				生物物理化学	2	材料計測評価学	2		
				生体機能化学	2				
				◎反応生物化学	2				
Ī				機械・知能航空工学科		雷与标	事報 物		
					0		T TIK TO		
				エネルギー環境入門	2				
				ジオメカニクス	2				
				貯留層工学	2				
	地		学	化学・バイオ工学科		材料科学総合学科		建築・社会環境工学科	
					0		0		_
				有機資源変換化学	2	◎環境材料プロセス学	2	地球環境学	2
								地盤と都市・建築	3
								地震と建築	2
Ĩ				機械・知能航空工学科		電気を	事報物	理工学科	
				機械知能・航空実験I	1	電気・通信・電子・情報工学実験A	1		
				1555/11以 大口目に * 加口 4号 夫 500 】	1	电风, 迪厄, 电丁, 旧郑工子关龄A			
						C 田 H 田 H 中 B A	1		
	物理	学生	(輪)	機械知能・航空実験A	1	応用物理学実験A	1		
	物理	学実	:験		1	応用物理学実験A 材料科学総合学科	1	建築・社会環境工学科	
	物理	学実 	験	機械知能・航空実験A	1	材料科学総合学科			
	物理	学実	験 	機械知能・航空実験A	1		1	建築・社会環境工学科 建築材料学演習 社会環境工学実験	2

○ 数 学 <取得できる学科:機械知能・航空工学科、電気情報物理工学科>

なませしのがロ	対 応 す る 開 設	科目		最低修得	-単位数
免許法上の科目	授業科目	単位	開設区分等	中学校	高等学校
代 数 学	◎工業線形代数学 その他各学科開設専門教育科目(別表 2)	2	工学部 工学部	1	1
幾何学	数学物理学演習 I 数学物理学演習 II ◎幾何学概論	1 1 2	工学部 工学部 工学部	1	1
解 析 学	◎解析学A◎解析学B◎常微分方程式論複素関数論その他各学科開設専門教育科目(別表2)	2 2 2 2	全学教育科目 " " " 工学部	1	1
「確率論,統計学」	◎数理統計学 その他各学科開設専門教育科目(別表2)	2	全学教育科目 工学部	1	1
コンピュータ	各学科開設の専門教育科目(別表2)		工学部	1	1
	合 計			20	20

※ 各授業科目名の◎は必修科目である。

(別表2) 学科別授業科目及び単位数

(別衣 2)	子科別技業科目及い単位数			
免許法上の科目	機械知能・航空工学科		電気情報物理工学科	
代 数 学	◎数学 I◎数学 II	2 2	◎情報数学◎物理数学演習	2 1
解析学	◎数理解析学 数値流体力学 弾性力学	2 2 2	◎応用数学A 応用数学B ◎電気回路学基礎論	2 2 2
「確率論,統計学」	計算力学 計算材料力学	2 2	数値コンピューティング 数理最適化	2 2
コンピュータ	 ◎数理情報学演習 コンピュータ実習 I コンピュータ実習 II 情報科学基礎 I 情報科学基礎 II 	2 1 1 1 2 2 2	◎情報処理演習 オートマトン・言語理論 情報論理学 人工知能 量子プログラミング	1 2 2 2 2

○ 情報 <取得できる学科:電気情報物理工学科>

	対応する開設科目		最低修得単位数
免許法上の科目	授業科目	単位	高等学校
情報社会(職業に 関する内容を含 む)・情報倫理	◎情報社会論知的財産権入門◎情報化社会と職業通信工学概論	2 1 2 2	1
コンピュータ・ 情報処理	◎アルゴリズムとデータ構造 システム制御工学A 計算機ソフトウェア工学 電気計測学 ディジタルコンピューティング◎集積回路工学	2 2 2 2 2 2	1
情報システム	◎計算機学◎システムソフトウェア工学◎システム制御工学B	2 2 2	1
情報通信ネット ワーク	◎ネットワークコンピューティング◎データ通信工学通信工学	2 2 2	1
マルチメディア 表現・マルチメ ディア技術	プログラミング演習 A プログラミング演習 B ◎パターン認識論 ディジタル信号処理 集積回路設計演習	2 2 2 2 2	1
	合 計		20

⑨教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法別表第一備考第四号に規定する教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位及び履修方法は次のとおりです。<u>必ず下表の単位も履修してください。</u>

施行規則に定 める科目区分	授業科目	単位	最低修 得単位	開設区分等	備考
日本国憲法	◎日本国憲法	2	2	全学教育科目	
体育	スポーツA スポーツB 体と健康	1 1 2	2	全学教育科目 "	
外国語コミュニケー ション	英語 I - A 英語 II - A 英語 II - B 英語 II - B 英語 III 基礎初修語 I (ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語) 基礎初修語 II (")	1 1 1 1 1 2	2	全学教育科目 " " " " "	
数理, データ活用及 び人工知能に関する 科目又は情報機器の 操作	情報とデータの基礎 人文情報処理 情報理学入門 情報理学Ⅱ 情報理学Ⅱ 計算機数学A 計算機数学B	2 2 2 2 2 2 2 2	2	全学教育科目 文学部 理学部 " " "	

※ 各授業科目名の◎は必修科目である。

⑩教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

教職免許状に関するお問い合わせ先

工学部·工学研究科教務課学部教務係 TEL: 022-795-5818

E-mail: eng-kyom@grp.tohoku.ac.jp

(2) 専修免許状の取得について 《参考》

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に 定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要が あります。

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許 法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既 修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので所属す る研究科の教務係に相談してください。

①取得できる免許状の種類及び教科

工学研究科で取得できる免許状は次のとおりです。

免許状の種類	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中子仪教蒯导修允計 仏	同等于仪欲调导修允计从			
ロボティクス専攻	理科	理科			
量子エネルギー工学専攻		理科			
バイオ工学専攻		理科			
材料システム工学専攻	理科	理科			

※既に取得した一種免許状の教科と、在籍する専攻で取得可能な専修免許状の教科が異なる場合は、原則として専修免許状を取得することはできません。

②基礎資格及び最低修得単位数

工学研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。

免許状の種類 ・所要資格			大学・大学院において履修する ことを必要とする最低単位数			
		基礎資格	教科及び教職 に関する科目	大学が独自に設定する 科目 (大学院の課程で 履修する科目に限る)		
rt, 224 to 44-50	専修免許状	修士の資格を 有すること	6 0	2 4		
中学校教諭	一種免許状	学士の資格を 有すること	6 0	_		
高等学校教諭	専修免許状	修士の資格を 有すること	6 0	2 4		
	一種免許状	学士の資格を 有すること	6 0	_		

③大学が独自に設定する科目

工学研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は前述②のとおりです。

④教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与 されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申 請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。 なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

工学部が開講している教職関係授業科目表及び開講予定表

(1) 授業科目名

授 業 科 目	単 位	履修方法		
幾何学概論	2	集中講義		
工業化学実験	1	通常授業(実験)		
情報科教育法	4	通常講義と集中講義		

注 上記の単位は、卒業に要する単位には含まれない。

(2) 開講予定表

授 業 科 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
幾何学概論	0		0	
情報科教育法		0		0

• 授 業 要 旨

幾何学概論

2 単位

5 • 7 セメスター

Geometry

• 講義題目「空間内の滑らかな曲線、曲面」

- 1. ベクトル空間とベクトル方程式について
- 平面曲線、空間曲面について
- 空間内の滑らかな曲面について いろいろな例をあげて,幾何学の基本事項を講義する。

工業化学実験

1単位

Industrial Chemistry Laboratory

5 • 7 セメスター

化学に関する基本的な実験操作を習熟すると共に、現象を注意深く観察し考察する能力を習得する。また、コンピューターを使った数値計算について実習する。具体的には、下記の課題1~12の中から3つを選択して履修する。なお、本科目を履修するにためには、事前に化学・バイオ工学科の専門科目「基礎物理化学」及び「基礎無機化学」を習得している必要がある。また、課題5、9を選択する場合は、これらに加えて、全学教育科目「化学 C」を習得している必要がある。ただし、材料科学総合学科の学生は、「基礎物理化学」に代えて自学科の専門科目「材料物理化学」及び「材料反応速度論」を、「基礎無機化学」に代えて「材料物理化学」、「結晶回折学」及び「電気化学」を習得していてもよい。

- 実験とレポートの基礎
- 電位差滴定法

- 2. 電位差滴定法
 3. 化学平衡と速度
 4. 固体のキャラクタリゼーション I (固体化学の基礎)
 5. アルドール縮合とカニッツァロ反応
 6. 気液平衡の測定および蒸留操作
 7. 化学数値計算
 8. 電子状態と光学遷移
 9. Grignard 試薬によるトリフェニルメタノールの合成
 10. 微生物学の基本操作, 植菌操作および微生物からの核酸の調製, PCR による遺伝子の増幅
 11. 管内および攪拌槽内の流れ
 12. 回分反応器を用いた反応速度解析ならびに流通式反応器の混合と反応特性

情報科教育法

4 単位

Teaching Method (Information)

5 • 7 セメスター

高等学校における情報教育の狙いを理解し、必履修科目「情報」 の授業を行うのに必要な知識を習得する。さらにこれをふまえ、 教科「情報」の教材設計ができるようになる。

2. 概要

概安 最初に「情報」が必履修科目として設置されるにいたった経緯 から、その理念を理解する。そこを起点として学習指導要領・学 習評価(絶対評価)・学習指導案の書き方などの、いわゆる授業者 としての基礎知識を学ぶ。さらにこれを基礎として普通教科「情報」 の話題の中からいくつかのトピックを選び、高校生に指導するこ とを前提に教材を設計し、授業の準備を模擬的に行う。

3. 達成目標等 普通教科「情報」のねらい並びに授業実施に必要な基礎知識を 理解し、授業を設計し、教材が開発できる。

教育職員免許状チェックシート	学籍番号:	氏名:
免許狀種類(中·高 / 理科·数学·	情報)	

◆教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項、大学が独自に設定する科目を除く)

▼第	◆教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項,大学が独自に設定する科目を除く) 施行規則において規定されている科目の内容 本学において開講する授業科目と単位								
第5	規則第4条及び 条に定める教科及 職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	チェック欄		単位	最低 単位 中		修得単位数	
2	教科及び教科 の指導法に関 する科目	各教科の指導法(情報機器及び教材の活 用を含む。)		数学科教育法 I 数学科教育法 I 理科教育法 I 理科教育法 I	4 4 4 4	8	4		
				情報科教育法	4	_			
3	理解に関する	教育の理念並びに教育に関する歴史及び 思想		◎教育原理 教育学概論	2 2	2	2		
欄	科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)		◎教職論	2	2	2		
		教育に関する社会的、制度的又 は経営的事項(学校と地域との連携及び学 校安全への対応を含む。)		◎教育の制度と経営 教育制度論	2 2	2	2		
		幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程		◎教育心理学 I 学習·発達論	2 2	2	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解		◎特別の支援を必要とする生徒に対する理解	1	1	1		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		◎教育課程論 教育課程総論	2 2	2	2		
4	道徳、総合的 な学習の時間	道徳の理論及び指導法		道徳の理論及び指導法A 道徳の理論及び指導法B	2 2	2	_		
欄	等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	総合的な学習の時間の指導法(中学校) 総合的な探求の時間の指導法(高等学校) 特別活動の指導法		◎総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 教育実践論講義 I	2	2	2		
	対する作日	教育の方法及び技術		◎教育の方法と技術	1				
		情報通信技術を活用した教育の理論及び		教育方法・技術論(ICT活用含む)	2	2	2		
		方法	_	◎教育とICT活用	1				
		生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		◎教育相談・生徒指導 I (進路指導を含む)◎教育相談・生徒指導 II (進路指導を含む)教育相談(教育・学校心理学)	2 2 2	4	4		
5	教育実践に関 する科目	j		教育実習(中) 教育実習(高)	5 3	5	3		
欄		教職実践演習		教職実践演習(中・高)	2	2	2		
		É	計			36	28		

[※] 各授業科目名の ◎ は必修科目である。

◆教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

▼教育職員売前払旭日が約第00米少0に足のる付百						
施行規則に定 める科目区分	チェッ ク欄	授業科目	単位	最低修 得単位	修 得 単位数	
日本国憲法		◎日本国憲法	2	2		
体育		スポーツA スポーツB 体と健康	1 1 2	2		
外国語コミュニケ ーション		英語(英語 I - A、II - A、II - B、III - B、III) 基礎初修語 I (ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語) 基礎初修語 II (〃)	各1 各2 各2	2		
数理,データ活用及 び人工知能に関す る科目又は情報機 器の操作		情報とデータの基礎 その他前述⑨で示した情報機器の操作の科目	2 2	2		

[※] 各授業科目名の◎は必修科目である。

★「教科及び教職に関する科目」の最低修得単位数を満たしたうえで、合計 6 0 単位以 上必要です。(施行規則第 6 6 条の科目を除く)

◆教科に関する専門的事項 (理科)

免許法上		対応する開設科目		最低修	得単位数	修得
の科目	手		単位	中学校	高等学校	単位数
物理学		◎工業物理学概論その他各学科開設の専門教育科目(下表)	2	1	1	
化 学		◎工学化学概論その他各学科開設の専門教育科目(下表)	2	1	1	
生物学		◎生物工学概論その他各学科開設の専門教育科目 (下表)	2	1	1	
地学		地球システム科学 ◎地球物質科学 天文学 地球惑星物理学 その他各学科開設の専門教育科目(下表)	2 2 2 2	1	1	
物理学 実験		基礎物理学実験 その他各学科開設の専門教育科目(下表)	1	1		
化学 実験		工業化学実験(化学・バイオ工学科以外) 化学・バイオ工学実験A(化学・バイオ工学科)	1 1	1		
生物学 実験		基礎生物学実験	1	1		
地学 実験		基礎地学実験	1	1		
		合 計	•	20	20	

※ 各授業科目名の◎は必修科目である。

(理科) 各学科開設専門教育科目

(共	里科)各学科開設専門教	肎不	∤目			
科目	機械・知能航空工学科				電気情報物理工学科	
物理	□ ②力学 □ ③流体力学 I □ 材料力学 I □ 電磁気学 ■ 電磁気学B □ 量子力学 A ■ 素力学 I □ 熱力学 I □ 熱力学 A	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	電磁気学基礎論 電磁気学 I	2 2 2 2 2 2 2 2 2	□ 電子物性A 2 □ 電子物性B 2 □ 電磁エネルギー変換B 2 □ 量子力学演習 1 □ 熱学・統計力学A 2 □	□ 統計力学演習 1 1 1 物性物理学演習 I 1 1 物性物理原論 B 2 物性物理序演習 II 1 物性物理原論 C 2 応用物理計測学 2 物性材料学 2
学	化学・バイオ工学科		材料和	斗学	総合学科	建築·社会環境工学科
子	□ 応用物理化学 □ 応用量子化学	2 2	□ ◎電磁気学表面・界面の物理学□ ◎量子力学入門□ 物性学基礎結晶回折学□ 固体物性論	2 2 2 1 2 2	□ 材料学概論 1 □ □ 材料組織学 2 □ □ 材料強度学 2 □ □ 材料統計力学 2 □	□ 空間創造の力学 3 □ ◎弾性体力学 2 □ ◎水理学A及び同演習 3 振動解析学 2 構造動力学 2 建築構造の力学 3
	機械・知能航空工学科		電気情報物理工学科		化学・バイン	才工学科
化	□ ◎反応速度論 □ 熱力学 II □ 熱力学 B □ ◎界面物理化学 □ 放射化学 □ エネルギー材料科学	2 2 2 2 2 2 2	□ 結晶解析学	2	□ ⑤基礎有機化学 2 □ □ ②基礎物理化学 2 □ □ 反応有機化学 2 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ プロセス工学基礎 2 界面電気化学 2 固体化学 2 高分子化学 2 プロセス制御 2
学			総合学科		建築・社会環境工学科	
	□ ◎材料物理化学 I □ ◎電気化学 □ 鉄鋼製錬学 □ 材料分析科学	2 2 2 2	□ 材料物理化学II□ 材料反応速度論□ 移動現象論	2 2 2	□ 水質工学 2 □ 水道工学 2 □ 環境保全工学 2	
	機械・知能航空工学科		電気情報物理工学科		化学・バイオ工学科	材料科学総合学科
生物学	□ ◎環境システム学 II □ 医療機器入門	2 2	□ 生命システム情報学 □ 生物物理学	2 2		□ ◎高分子·生体物質の物理化学 2 □ 材料計測評価学 2 建築・社会環境工学科
1						基礎生態工学 2
地学	機械・知能航空工学科 エネルギー環境入門 ジオメカニクス 貯留層工学	2 2 2	化学・バイオ工学科 □ 有機資源変換化学	2		建築・社会環境工学科 □ 地球環境学 2 □ 地盤と都市・建築 3 □ 地震と建築 2
物理	機械・知能航空工学科		電気情報物理工学科		材料科学総合学科	建築・社会環境工学科
実験	□ 機械知能・航空実験 I □ 機械知能・航空実験A	1	□ 電気・通信・電子・情報工学実験A □ 応用物理学実験A	1		□ 建築材料学演習 2 □ 社会環境工学実験 1

※ 各授業科目名の◎は必修科目である。

◆教科に関する専門的事項(数学)

免許法上 対応する開設科目			最低修	得単位数	修得	
の科目	チェッ ク欄	授業科目	単位	中学校	高等学校	単位数
代 数 学		◎工業線形代数学 その他各学科開設専門教育科目(下表)	2	1	1	
幾 何 学		数学物理学演習 I	1	1	1	
		数学物理学演習Ⅱ	1			
		◎幾何学概論	2			
解 析 学		◎解析学A	2	1	1	
		◎解析学B	2			
		◎常微分方程式論	2			
		複素関数論	2			
		その他各学科開設専門教育科目(下表)				
「確率論,統計学」		◎数理統計学	2	1	1	
		その他各学科開設専門教育科目(下表)				
コンピュータ		各学科開設の専門教育科目(下表)		1	1	
		合 計		20	20	

※ 各授業科目名の◎は必修科目である。

(数学) 各学科開設専門教育科目

免許法上の科目	機械知能・航空工学科		電気情報物理工学科
光計伝工の2件目	######################################	1	=
代 数 学	□ ◎数学 I	2	□ ◎情報数学 2
1、 数 于	□ ◎数学Ⅱ	2	□ ◎物理数学演習 1
	□ ◎数理解析学	2	□ ◎応用数学A 2
解 析 学	□ 数値流体力学	2	□ 応用数学B 2
	□ 弾性力学	2	□ ◎電気回路学基礎論 2
「地本学 公司学」	□ 計算力学	2	□ 数値コンピューティング 2
「確率論,統計学」	□ 計算材料力学	2	□ 数理最適化 2
	□ ◎数理情報学演習	2	□ ◎情報処理演習 1
	□ コンピュータ実習 I	1	□ オートマトン・言語理論2
	□ コンピュータ実習	1	□ 情報論理学 2
コンピュータ	□ コンピュータ実習Ⅱ	1	□ 人工知能 2
	□ 情報科学基礎 I	2	□ 量子プログラミング 2
	□ 情報科学基礎	2	
	□ 情報科学基礎Ⅱ	2	

※ 各授業科目名の◎は必修科目である。

◆教科に関する専門的事項(情報)

免許法上の科目	FF (旧刊)	対応する開設科目	最低修得 単位数	修得	
が明ね工が行口	チェッ	授 業 科 目	単位	高等学校	単位数
	ク欄				
		◎情報社会論	2		
情報社会(職業に関する		知的財産権入門	1	1	
内容を含む)・情報倫理		◎情報化社会と職業	2	1	
		通信工学概論	2		
		◎アルゴリズムとデータ構造	2		
		システム制御工学A	2		
コンピュータ・		計算機ソフトウェア工学	2	-	
情報処理		電気計測学	2	1	
		ディジタルコンピューティング	2		
		◎集積回路工学	2		
		◎計算機学	2		
情報システム		◎システムソフトウェア工学	2	1	
		◎システム制御工学B	2		
		◎ネットワークコンピューティング	2		
情報通信ネットワーク		◎データ通信工学	2	1	
		通信工学	2		
		プログラミング演習A	2		
ー・エインゴ・マ末田		プログラミング演習B	2		
マルチメディア表現・		◎パターン認識論	2	1	
マルチメディア技術		ディジタル信号処理	2		
		集積回路設計演習	2		
		合 計		20	

5. 資格等

教育職員免許状の取得について

1. 教育職員免許状について

学校教育法第一条に定める中学校,高等学校などの各学校の教員となるためには,教育職員免許法に定める所定の単位を修得し,各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

2. 教育職員免許状の種類

教育職員免許法に定める免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があります。

普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状)に区分されています。また、中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、教科毎に授与するものとされています。

本学では、中学校一種免許状、中学校専修免許状、高等学校一種免許状、高等学校専修 免許状を取得することができます。

3. 免許状の取得方法

普通免許状は、教育職員免許法に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において規定の単位を修得した者が都道府県の教育委員会へ申請することによって授与されます。

基礎資格とは、一種免許状においては、学士の学位を有することであり、専修免許状においては、修士の学位を有することです。

なお、中学校教諭の普通免許状を取得する場合は、授与要件として社会福祉施設及び 特別支援学校での「介護等の体験」が必要となります。

4. 取得できる免許状の種類及び教科

本学部・研究科で取得できる免許状は次のとおりです。これ以外の免許状については、 他学部・他研究科開講の授業科目を履修することで取得することができますので、当該 学部・研究科の学生便覧をご覧の上、教務係で相談してください。

	免許状の種類 (普通免許状)	中学校教諭 一種免許状	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 専 修 免 許 状
学部•研	究科等				
本学部	生物生産科学科	理科		理科,農業	
平于 印	応用生物化学科	理科		理科,農業	
本研究科	生物生産科学専攻		理科		理科,農業
平明九件	農芸化学専攻		理科		理科

5. 基礎資格及び最低修得単位数

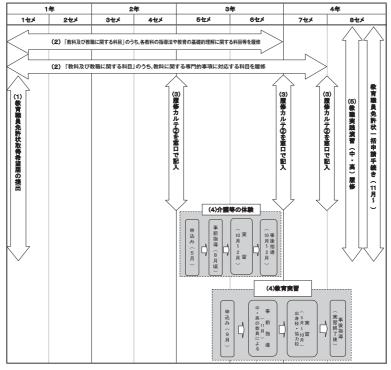
本学部・研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。下記単位のほか、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位の修得が必要です。詳しくは「9.教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を確認してください。

所定資格		大学において修得することを必要とする最低修得単位数 教 科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目					
免許状 の種類 (普通免許状)	基礎資格	教科に関する専門的事項	各教科の指導 法,教育の基	※注	合 計		
中学校教諭一種免許状	学士の学位を 有すること	20	36	4	60		
中学校教諭 專修免許状	修士の学位を 有すること	20	36	4 (学部で取得) 24 (大学院で取得)	84		
高等学校教諭 一種 免 許 状	学士の学位を 有すること	20	28	12	60		
高等学校教諭 専 修 免 許 状	修士の学位を 有すること	20	28	12(学部で取得) 24(大学院で取得)	84		

この表は、平成31年4月1日入学者から適用します。

[※]注「教科に関する専門的事項」又は「各教科の指導法,教育の基礎的理解に関する科目等」の 必要単位数より多く修得した単位数を充当

6. 一種免許状取得までのプロセス



(1) 教育職員免許状取得希望届の提出

免許状の取得を希望する学生は、第1セメスタの授業履修前までに教務係に、「教育職員免許状取得希望届」を提出し、学校種及び教 科を届け出てください。希望届を提出した学生について「履修カルテ」の作成を行います。「履修カルテ」が作成されていない学生は、「教職実践演習 (中・高)」を履修することはできません。

(2) 「教科及び教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修

免許状毎に定められている「教科及び教職に関する科目」を履修してください。ただし、「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」 光部が小時にためられている「教科及び教職に関する科目」を履修していている。ただと、「おり天音」及び「教職実践演習(中・高)」 には、履修資格が定められており、少なくとも3年次修了までには「教料に関する専門的事項」「教育実習」及び「教職実践演習(中・高)」 を除く全ての「教科及び教職に関する科目」を修得しておく必要があります。また、卒業に必要な単位に含まれない科目もありますので、 1年次より計画的な履修を心がけてください。なお、「教科及び教職に関する科目」以外に、「教育職員免許法施行規則第66条の6で定 める科目」も履修する必要があります。 (3) 履修カルテ②く自己評価シート>の記入について

教職実践演習(中・高)の履修及び教職指導の際に必要となりますので、2年次・3年次の各年度未及び教職実践演習履修の直前に 教務係の窓口で「履修カルテ②<自己評価シート>」を受領し、自分で評価を記入し返却してください。記入を怠った場合は、教育職員 免許状の取得を放棄したものとして取り扱うことがあります。

(4) 「教育実習」及び「介護等体験」について

- 教育実習は、仙台市内及び近辺の協力校又は本人の出身校等において行います
- ・教育実習の参加資格は4年次の学部学生及び大学院学生で、原則として「教科及び教職に関する科目」のうち第二欄、第三欄、及び第
- □欄に掲げる科目の単位を修得した者。また、科目等履修生については、本学出身者で、実習校博の内話を得ている者に限ります。 ・中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校において、中学校教諭の西方の免許状は3週間、高等学校教諭の免許状は2週間の教育実習を行わなければなりません。また、中学校教諭の免許状は2週間、高等学校教諭の合計状は2週間の教育実習を行わなければなりません。また、中学校教諭の文部状数諭の西方の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校で3週間の教育実習を行ってください。なお、中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別
- 支援学校及び社会福祉施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。 ・教育実習及び介護等の体験を行う者は、必ず事前指導を受講しなければなりません。
- 教育実習及び介護等の体験の時期、又は学生の実習校(施設等)の配属については、掲示等でお知らせします。
- (5) 「教職実践演習(中・高)」について

平成 20 年度の教育職員免許法施行規則の改正により、平成 22 年度以降の新入生の「教職に関する科目」(平成 31 年度からは「教科 及び教職に関する科目」)として、「教職実践演習(中・高)」が新設されました。本科目は、免許状の取得を希望する者の履修状況を踏まえ 次の状態に関いるが行き立て、1、1540年と3次回(下・1871)が固定されていた。本中日は、元日がウルボウェルデェッなコンル度からからは含まった。 教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために4年次後期に集中請義で開設されるものです。このため、「教職実践演習 (中・高)」の履修前(7セメスタ)までに、「教育実習」を終了し、教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者にのみ履修が認められます。ただし、「教料に関する専門的事項」を 単位を修得した者にのみ履修が認められます。ただし、「教料に関する専門的事項」を ると確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。教員免許法施行規則第4条及び第5条第二欄~第四欄の「教科及び教職に関す る科目 (「教科に関する専門的事項 | を除く) については、4年次前期中に不足単位の履修登録が確認できた場合のみ、履修を認めるこ とがあります。

7. 教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項)

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する専門的 事項に対応する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

一種免許状(理科)〈生物生産科学科〉

数 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 対応 す る 開 設 科 目 最低修得単位 授業 科 目 単位 開設学科等 中学校 高等学校 花必要な修得単位数 で必要な修得単位数 で必要な修得単位数 1 以上 以上 以上 以上 以上 以上 以上 以上							
発酵法上の科目 接業科目 単位 開設学科等 中学校 高等学校 接業科目 単位 開設学科等 中学校 高等学校 物理学概論 I ※1 2		教科に関	す	る専門	的 事	項	
接	毎 鉢注 Lの利日	対応する	開 設	科目	最低值	8得単位	
***********************************	元川仏工の杯口	授業科目	単位	開設学科等	中学校	高等学校	に必要な修得単位数
 化 学 空 2 2 2 2 2 2 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 5 3 5 4 4 4 4 4 4 5 4 5	物 理 学						位数を各々満た
植物発生生理学 2	化 学	分 析 化 学 生 物 化 学	2	"			上修得するこ
地球物質科学 2	生物学	世界 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	// // // // // //			
初理学 表 類 自然科学総合実験 2 全学教育科目 以上 化 学 実 験 ○基 礎 化 学 実 験 1 農 学 部 1 以上 生物学実験 ○基礎生物学実験 1 農 学 部 1 以上 地 学 実 験 ○ 基 礎 生 物 学 実 験 1 農 学 部 1 以上	地 学		2 2				
化 学 実 験 ○基 礎 化 学 実 験 1 農 学 部 以上 1 以上 生物学実験 ○基礎生物学実験 1 農 学 部 以上 1 以上	物理学実験						
生物学実験 ○基礎生物学実験 1 農 学 部 1 以上 ## ## ## ## ## ## ## 1	化学実験	○基礎化学実験	1	農学部		1	
	生物学実験	○基礎生物学実験	1	農学部			
	地学実験	○基礎地学実験	1	理 学 部			
合 計 20 20		合 計			20	20	

備考:○印が付されている開設科目は、免許状を取得する場合の必修科目である。

^{※1 「}物理学概論Ⅱ」は農学部の卒業要件(本学生便覧 p.55参照)には含まれないた め注意すること。

^{※2} 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、物理学実験、化学実験、生物学 実験及び地学実験から必修科目を1科目以上取得すればよい。

一種免許状(農業)〈生物生産科学科〉

	教科に関	」す	る専門	的 事 項
カキサ1 × 利日	対応する。	開 設	科目	免許状を取得するために
免許法上の科目	授業科目	単位	開設学科等	必要な修得単位数
	※動物遺伝育種学	2	農学部	左記科目の中から職業指導4単
	(動物生命科学コース)			位を含め20単位以上を修得する
	※植物遺伝学 (植物生命科学コース)	2	"	こと。
	※水産遺伝育種学 (海洋生物科学コース)	2	"	
	○生 物 化 学	2	"	
	○食 用 作 物 学	2	"	
	果樹園芸学	2	//	
	○野 菜 園 芸 学	2	"	
	○基 礎 土 壌 学	2	"	
農業の関係科目	○植物育種学	2	"	
	○植物病理学	2	"	
	○昆 虫 学	2	"	
	開発経済学	2	"	
	○農業経済政策学	2	"	
	経 営 学	2	//	
	草地科学	2	"	
	○動物環境管理学	2	"	
	○動物生殖科学	2	"	
	○動物栄養生化学 ○動物食品機能学 I	2 2	// //	
	○動物食品機能子 I 栽培植物環境科学	2	"	
職業指導	○職業指導(農業)	4	農学部	
	合 計			20
				I.

備考:○印が付されている開設科目は、免許状を取得する場合の必修科目である。 ※印は、3科目から1科目選択必修。

一種免許状(理科)〈応用生物化学科〉

	教科に関	ーす	る専門	的 事	項	
免許法上の科目	対応する	用 設	科目	最低值	多得単位	免許状を取得するため
光計法上の科目	授業科目	単位	開設学科等	中学校	高等学校	に必要な修得単位数
物理学	物理学概論 I 物理学概論 Ⅱ ※1	2 2	全学教育科目 ″	1 以上	1 以上	左記最低修得単 位数を各々満た
化学	物 理 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化 化	2 2 2 2 2 2	農 学 部 "" "" "" ""	1 以上	1以上	し、計20単位以 上を修得するこ と。
生 物 学	分微 卷 素 光 養 素 栄 整 槽 物 生 理 生 態 学 学 学 農 本 化 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 光 卷 表 表 表 表	2 2 2 2 2 2	農 学 部 " " " " "	1 以上	1 以上	
地 学	○地球システム科学 地 球 物 質 科 学	2 2	全学教育科目 "	1 以上	1 以上	
物理学実験	○基礎物理学実験 自然科学総合実験	1 2	理 学 部全学教育科目	1 以上		
化学実験	○基 礎 化 学 実 験	1	農学部	1 以上	※2 1 以上	
生物学実験	○基礎生物学実験	1	農学部	1 以上	以上	
地学実験	○基礎地学実験	1	理学部	1 以上		
	合 計			20	20	

備考:○印が付されている開設科目は、免許状を取得する場合の必修科目である。

^{※1 「}物理学概論Ⅱ」は農学部の卒業要件(本学生便覧 p.55参照)には含まれないた め注意すること。

^{※2} 高等学校の免許状を取得する場合の実験科目は、物理学実験、化学実験、生物学 実験及び地学実験から必修科目を1科目以上取得すればよい。

一種免許状(農業)〈応用生物化学科〉

	教 科 に 関	関する専門	的 事 項
7.3.7.1 × 0.11	対応する影		免許状を取得するために
免計法上の科目	授業科目	単位 開設学科等	必要な修得単位数
農業の関係科目	受生微栄生分微酵生植生食食植観応植果野基料 機機物化化 物化 化细生度食植観応植果野基科 人人 医黄檀 的 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一	2 農 学 部 2	
	〇農業経済政策学		
	経 営 学 開発経済学	-	
	○食品機能工学	-	
職業指導	〇職業指導(農業)	4 農 学 部	
	合 計		20

備考:○印が付されている開設科目は、免許状を取得する場合の必修科目である。

8. 教科及び教職に関する科目(各教科の指導法,教育の基礎的理解に関する科目等)

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目(各教科の指導法,教育の基礎的理解に関する科目等)の単位 及び履修方法は次のとおりです。

	施行規則におい	て規定されている科目の内容	本学にお	いて開	講する	授業科目と単位	ή.
施行	「規則第4条及び第5条			最低	修得	12.411111111111111111111111111111111111	
関	足める教科及び教職に する科目(「教科に関す 専門的事項」を除く)	左項の各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位 必修	選択	開設部局等	備考
第2欄	教科及び教科の指導法 に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国国語社会報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告	中 8 高 4		各学部	該当教科の指導法 について必修 他教科の指導法は 「大学が独自に設定 する科目」に充当 できない
		教育の理念並びに教育に関する歴史及 び思想	教育原理 教育学概論	2	2	全学教育 教育学部	
	第 教育の基礎的理解に関 する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2		全学教育	
第。		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校 と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育の制度と経営 教育制度論	2	2	全学教育 教育学部	
欄		幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程	教育心理学 I 学習・発達論	2	2	全学教育 教育学部	
		び生徒に対する理解	特別の支援を必要とする生徒 に対する理解	1		全学教育	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論 教育課程総論	2	2	全学教育 教育学部	
		道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法 A 道徳の理論及び指導法 B	2 2		教育学部	中免のみ いずれか2単位選択必修
		総合的な学習の時間の指導法(中学校) 総合的な探究の時間の指導法(高等学校)	総合的な学習の時間及び 特別活動の指導法	2		全学教育	
		特別活動の指導法	教育実践論講義 I		2	教育学部	
	道徳,総合的な学習の	根本 4 十 7 1 1 48 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	教育の方法と技術	1		全学教育	
第4欄	時間等の指導法及び生 徒指導,教育相談等に	教育の方法及び技術	教育方法・技術論 (ICT 活用含む)		2	教育学部	
1040	関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論及 び方法	教育と ICT 活用	1		全学教育	
		生徒指導の理論及び方法	教育相談・生徒指導 I (進路指導を含む)	2		全学教育	
		教育相談(カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談・生徒指導Ⅱ (進路指導を含む)	2		全学教育	
L		進路指導及びキャリア教育の理論及び 方法	教育相談 (教育•学校心理学)		2	教育学部	
第		教育実習	教育実習 (中)	5		教育学部	中免のみ 事前事後指導1単位含む
5 欄	教育実践に関する科目		教育実習 (高)	3		教育学部	高免のみ 事前事後指導1単位含む
		教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2		全学教育	
第6欄	大学が独自に設定する	科目					上記科目及び7.の「教科に関する専門的事項」として開設 する科目の必要単位数より多 く修得した単位数を充当する。
合計	+		合計	中 36 高 28			



9. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法別表第一備考第四号に規定する教育職員免許法施行規則第66条の6に 定める科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

免許法施行規則に定	本学で開設する	単位	立数	開設学部	屋板大头	£#:	-tz
める科目区分	授業科目	必修	選択	等	履修方法	1/田	与
日本国憲法	日本国憲法	2		全学教育			
	スポーツA		1	全学教育	2単位		
体 育	スポーツB		1	全学教育	以上選		
	体と健康		2	全学教育	択必修		
	英語 I - A		1	全学教育		備 考 英語 I - A ~ 英語 II - B に 業語 X 必要な必修科目	
	英語Ⅱ - A		1	全学教育			
	英語 I - B		1	全学教育			
体と健康 英語 I - A 英語 I - B 英語 II - B 英語 II - B 英語 III - B 基礎 「イツ語 II 基礎 フランス語 II 基礎 ロシア語 I 基礎 ロシア語 II 基礎スペイン語 II 基礎 スペイン語 II 基礎中国語 I 基礎中国語 II	英語Ⅱ - B		1	全学教育			
	英語Ⅲ		1	全学教育			
	基礎ドイツ語 I		2	全学教育			
	基礎ドイツ語Ⅱ		2	全学教育			
	基礎フランス語 I		2	全学教育	2 単位	英語Ⅱ - B は, 卒業に必	
	基礎フランス語Ⅱ		2	全学教育	以上		
	基礎ロシア語 I		2	全学教育	選択必修		科目
	基礎ロシア語Ⅱ		2	全学教育			
	基礎スペイン語 I		2	全学教育			
	基礎スペイン語Ⅱ		2	全学教育			
	基礎中国語 I		2	全学教育			
	基礎中国語Ⅱ		2	全学教育			
日本国憲法 日本国憲法 2 全学教育 スポーツA 1 全学教育 スポーツB 1 全学教育 体と健康 2 全学教育 英語 I - A 1 全学教育 英語 II - B 1 全学教育 英語 II - B 1 全学教育 英語 II - B 2 全学教育 英語 II - B 2 全学教育 基礎ドイツ語 I 2 全学教育 基礎アランス語 I 2 全学教育 基礎ロシア語 I 2 全学教育 基礎ロシア語 I 2 全学教育 基礎ロシア語 I 2 全学教育 基礎スペイン語 I 2 全学教育 基礎スペイン語 I 2 全学教育 基礎スペイン語 I 2 全学教育 基礎スペイン語 I 2 全学教育 基礎中国語 I 2 全学教育 基礎中国語 I 2 全学教育 基礎中国語 I 2 全学教育 基礎明鮮語 I 2 全学教育 基礎朝鮮語 I 2 全学教育 基礎朝鮮 I 2 世学部							
	基礎朝鮮語Ⅱ		2	全学教育			
	情報とデータの基礎		2	全学教育			
	人文情報処理		2	文学部			
 数理, データ活用	情報理学入門		2	理学部	2 単位		
及び人工知能に関	情報理学 I		2	理学部	以上		
ケーション 数理, データ活用 及び人利目 又は情報	情報理学Ⅱ		2	理学部	選択必修		
	計算機数学A		2	理学部			
	計算機数学B		2	理学部			

10. 専修免許状の取得について

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので、教務係に相談してください。

11. 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

専修免許状 (理科)

免許 種類	専	攻	名	科	目	名	単	位	最低修得 単 位 数
中学校専修免許状(理科)高等学校専修免許状(理科)	生物	生産	科学	動草動動動動動水水水水物物物物物物物物物的圈圈産生機栄微資動資植資	を合生科タンミスと管伝、理科殖能養生源物源物源境に遺っ合科産学サ産態植虫徴育理 殖形生生原生生生 生洋伝ルーラー に合学合工業学工学生種科学科態化物化理態態化物学情に合学合工業学工学生種科学科態化物化理態態化物学情に	一合同ンミニニ、物学学 学学学学学学学学 報制講問同志開 特 特学特特 特特特特特特特特特特特特特特特特特特 特特 教養義義義習発論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		24

免許 種類	専	攻	名	科	目	名	単	位	最低修得 単 位 数
中学校専修免許状(理科)高等学校専修免許状(理科)	典反	芸 化	学	植物生命 物生物 微生物 農学 財 関 物 機 関 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	を命生科タニ 胞物機合化三能生合 科産学 サ産科生 機成 理分命同合学合工業・物学化化学 学析化	」「合同ング学学学学、学学講講講演開特特 特特特特特特特特教義義義者習発論論論論論論論論論論論		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	24

専修免許状 (農業)

免許 種類	専	攻	名	科	目	名	単位	最低修得 単 位 数
高等学校専修免許状(農業)	生物	生産	科学	生食生作園土環地国農農資資植植栽物 物物芸 境域際業林源源 帕斯姆斯 化电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子)様 シー 蚤源月昼産経経済 けん 様 産ス学済計発営政済済種理 は 一 二 画 二 二 策特特 二 二	公	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	24

12. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

13. その他

他大学卒業者及び他学部出身者は、当該出身大学等において修得した単位が、取得しようとする当該免許状に該当する場合もあるので、学力に関する証明書を持参してください。また、現職教員又は教員の経験等がある場合には、修得する授業科目あるいは適用法令が異なってくることがありますので、教務係で確認してください。

教育職員免許状(専修免許状)の取得について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を 修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に 伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので、教務係に相談してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

本研究科で取得できる免許状は次のとおりです。

中学校教諭 専修免許状 (英語) 高等学校教諭 専修免許状 (英語)

2. 基礎資格及び最低修得単位数

本研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。

免許状 <i>0</i>	種類	基礎資格	最低修得単位数	
			教科に関する科目	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	2 4 単位	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	2 4 単位	

3. 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

授業科目名	単位	授業科目名	単位
アメリカ政治社会論Ⅰ・Ⅱ	各2	多文化社会形成論Ⅰ・Ⅱ	各2
語彙論I・II	各2	言語文化論I・Ⅱ	各2
生成統語論Ⅰ・Ⅱ	各2	語用論I・II	各2
心理言語学Ⅰ・Ⅱ	各2	コーパス言語学Ⅰ・Ⅱ	各2
		研究のための英語スキル	2

4. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

教育職員免許状取得について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の 単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専 修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので所属する研究科の教務係に相談してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

情報科学研究科の各専攻前期課程は、教育職員免許法に定める免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定されていますので、中学校・高等学校教諭一種免許状(数学)、中学校教諭一種免許状(社会)・高等学校教諭一種免許状(社会)・高等学校教諭一種免許状(英語)授与の認定を受けている課程において所定の単位を修得している場合は、本課程において修得した単位を加えて、中学校・高等学校教諭一種免許状に対応する教科の中学校・高等学校教諭専修免許状(数学)、中学校教諭専修免許状(社会)・高等学校教諭専修免許状(公民)、高等学校教諭専修免許状(情報)又は中学校・高等学校教諭専修免許状(英語)を取得できます。

○免許状の種類・教科

免許状の種類 専 攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教記	俞専修免許状
情報基礎科学専攻	数 学	数 学	情 報
システム情報科学専攻	数 学	数 学	情 報
人間社会情報科学専攻	社 会	公 民	情 報
八间任云阴郑杆子导及	英 語	英 語	
応用情報科学専攻	数 学	情 報	数学

2. 基礎資格及び最低修得単位数

本研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学院において修得する ことを必要とする専門科目 の 最 低 修 得 単 位 数
中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	(社会)	修士の学位を	
高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	(公民) (情報)	有すること	2 4

教育職員免許状取得について

3. 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

数学 情報 数学 情報

情報基礎科学専	攻	情報基礎科学専	〕 攻	システム情報科学員	厚攻	システム情報科学員	事 攻
授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
情報基礎数理学I	2	計算機構論	2	システム情報数理学Ia	2	アルゴリズム論	2
情報基礎数理学Ⅱa	2	知能集積システム学	2	システム情報数理学 I b	2	知能システム科学	2
情報基礎数理学Ⅱb	2	ソフトウェア基礎科学	2	システム情報数理学Ⅱ	2	自然言語処理学	2
情報基礎数理学Ⅳ	2	アーキテクチャ学	2	情報基礎数理学I	2	情報生物学	2
システム情報数理学Ia	2	情報論理学	2	情報基礎数理学Ⅱa	2	コンピュータビジョン	2
システム情報数理学 I b	2	コミュニケーション論	2	情報基礎数理学Ⅱb	2	知能制御システム学	2
システム情報数理学Ⅱ	2	暗 号 理 論	2	情報基礎数理学Ⅳ	2	システム制御工学 I	2
情報数学基礎演習	2	高信頼システム	2	情報システム評価学	2	音 情 報 科 学	2
離散数学	2	アルゴリズム論	2	システム情報数理学特選	2	高次視覚情報処理論	2
統計的モデリング	2	知能システム科学	2	数值解析学I	2	情報ストレージシステム科学	2
計算数理科学	2	自然言語処理学	2	統計的モデリング	2	計算機構論	2
高性能計算論	2	コンピュータビジョン	2	離散数学	2	知能集積システム学	2
応用微分方程式論	2	知能制御システム学	2	計算数理科学	2	ソフトウェア基礎科学	2
情報基礎数理学特選	2	システム制御工学 I	2	高性能計算論	2	情報論理学	2
システム情報数理学特選	2	高次視覚情報処理論	2	情報数学基礎演習	2	コミュニケーション論	2
情報システム評価学	2	情報基礎科学ゼミナール	3	情報基礎数理学特選	2	暗 号 理 論	2
数值解析学I	2	情報基礎科学研修 A	3	応用微分方程式論	2	高信頼システム	2
情題舞学としての数理講学	2	情報基礎科学研修B	6	情遇選挙としての数理講学	2	システム情報科学ゼミナール	3
情報基礎数理学ゼミナール	3			システム情報数理学ゼミナール	3	システム情報科学研修A	3
情報基礎数理学研修 A	3			システム情報数理学研修A	3	システム情報科学研修 B	6
情報基礎数理学研修 B	6			システム情報数理学研修B	6		

英語 情報

人間社会情報科学項	厚攻	人間社:	会情	報科学専攻	
授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
言語構造論	2	学習心理情報学	2	情報メディア教育論	2
統語構造分析	2	認 知 情 報 学	2	政治学方法論	2
現代文法理論	2	クリティカル・シンキング	2	情報リテラシー実習A	2
意味構造分析	2	ゲーム理論	2	情報リテラシー実習B	2
コミュニケーション表現分析	2	計量システム分析	2	高信頼システム	2
言語テキスト解析論	2	計量行動分析	2	人間社会情報科学ゼミナールⅡ	3
形態論分析	2	暗 号 理 論	2	人間社会情報科学研修AⅡ	3
英語プレゼンテーション	2	社 会 制 度 論	2	人間社会情報科学研修BⅡ	6
人間社会情報科学ゼミナールⅢ	3	数理都市解析	2	情報を育りテラシーゼミナール	3
人間社会情報科学研修AⅢ	3	都市景観論	2	情報教育デザイン論A	3
人間社会情報科学研修BⅢ	6	メディア・コミュニケーション論	2	情報教育デザイン論B	6
		物語メディア論	2	情報教育デザイン論プロジェ クト研究	6

社会・公民 数学 情報

人間社会情報科学項	厚攻	応用情報科学専	攻	応 用 化	青報	科学専攻	
授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
人間・自然関係論	2	学際情報科学論	2	情報法律制度論	2	応用情報科学ゼミナールⅡ	3
地域社会論	2	物理フラクチュオマティクス論	2	情報倫理学	2	応用情報科学研修 AⅡ	3
フィールドワーク実習	2	情報通信技術論	2	生命情報システム科学	2	応用情報科学研修 BⅡ	6
社会構造変動論	2	人間-ロボット情報学	2	認知情報学	2		
フィールドワーク論	2	応用知能ソフトウェア学	2	学習心理情報学	2		
インタビューデータ解析	2	応用微分方程式論	2	情報ネットワーク論	2		
デジタルデモクラシー論	2	システム情報数理学Ia	2	ブレインファンクション集積学	2		
比較政治理論	2	システム情報数理学Ib	2	健 康 情 報 学	2		
政治意識論	2	時空間続けモデリング基礎	1	数理流体力学	2		
情報技術経営論	2	情題類学としての数理講学	2	特 別 演 習	2		
ミクロ社会経済システム論	2	統計的モデリング	2	アルゴリズム論	2		
空 間 経 済 学	2	応用情報科学ゼミナールI	3	情 報 生 物 学	2		
都 市 経 済 学	2	応用情報科学研修 A I	3	高次視覚情報処理論	2		
交通システム分析	2	応用情報科学研修 B I	6	高信頼システム	2		
プロジェクト評価論	2			計 算 機 構 論	2		
人間社会情報学ゼミナールⅠ	3			暗 号 理 論	2		
人間社会情報科学研修 A I	3			コンピュータビジョン	2		
人間社会情報科学研修 B I	6					•	

4. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。 ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行っ た者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等 でお知らせします。

教育職免許状の取得について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員 免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状 を取得する必要があります。

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、 出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので、教務係に相談してください。

1. 取得できる免許状の種類、教科、基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	大学院において修得することを必要とする 教科に関する科目の最低修得単位数	
中学校専修免許状 (理科)	修士の学位を	9.4	
高等学校専修免許状(理科)	有すること。	24	

2. 本研究科で免許状を取得するための教科に関する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

区分	授業科目名		位	備考	
			選択		
共通科目 A	生命倫理特論		1		
共通科目 B	バイオ産業基礎論		1	> 1. 6. 01 위미소 6	
共通科目 B	環境マネジメント講座		1	これら 21 科目から 24 単位以上を修得	
共通科目 C	脳生命統御科学概論		2		
共通科目 C	生態発生適応科学概論		2		
共通科目 C	分子化学生物学概論		2		
専門科目	先端生化学特論 I		2		
専門科目	先端生化学特論 Ⅱ		2		
専門科目	先端細胞生物学特論 I		2		
専門科目	先端細胞生物学特論Ⅱ		2		
専門科目	先端生態学特論 I		2		
専門科目	先端生態学特論Ⅱ		2		
専門科目	先端脳生命統御科学特論 I (神経ネットワーク)		2		
専門科目	先端脳生命統御科学特論Ⅱ (細胞ネットワーク)		2		
專門科目	先端脳生命統御科学特論Ⅲ(分化制御ネットワーク)		2		
専門科目	先端生態発生適応科学特論 I (個体ダイナミクス)		2		
専門科目	先端生態発生適応科学特論Ⅱ (生態ダイナミクス)		2		
専門科目	先端生態発生適応科学特論Ⅲ (多様性ダイナミスク)		2		
專門科目	先端分子化学生物学特論 I(ケミカルバイオロジー)		2		
専門科目	先端分子化学生物学特論Ⅱ(分子ネットワーク)		2		
専門科目	先端分子化学生物学特論Ⅲ(階層的構造ダイナミクス)		2		

*「単位数」の「必修」・「選択」は教員免許状取得のための必修科目・選択科目の別です。 本研究科を修了するための必修・選択の別ではありませんので注意してください。



3. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、(3月修了者のみ)、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃にWeb等でお知らせします。

5 教育職員免許状取得

学校教育法第1条に定める中学校,高等学校などの各学校の教員となるためには,教育職員免許法に定める所定の単位を修得し,各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目(単位)が異なりますので環境科学研究科教務係に相談してください。

(1) 取得できる免許状の種類及び教科

本研究科で取得できる免許状は次のとおりです。

中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
社 会	地理歴史
理科	理科

(2) 基礎資格及び最低修得単位数

本研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。

7 7 7			大学・大学院において修得することを必要とする最低単位数				
	所要 資格	教科及び教職に関する科目					
免許状の種類		基礎資格	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教育の基 の理解 に関する 科目	道的時指び導談す徳な間導生教に事等法徒育に目合のの及指相関	教育実践 に関する 科目	大学が独 自に設定 する科目
中学校教諭	専 修 免許状	修士の学位を 有すること	28	10	10	7	28 (うち 24 単位 は大学院の課 程において履 修すること)
	一 種免許状	学士の学位を 有すること	28	10	10	7	4
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を 有すること	24	10	8	5	36 (うち 24 単位 は大学院の課 程において履 修すること)
	一 種免許状	学士の学位を 有すること	24	10	8	5	12

※教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年11月28日法律第87号)による改正後の「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第41号)」が平成31年4月1日から施行されました。これに伴い、改正前の「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」は「教科及び教職に関する科目」に変更になっていることに留意してください。

(3) 大学が独自に設定する科目について

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は、教 務係に問い合わせてください。

(4) 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。